

第3期
長久手市子ども・子育て支援事業計画
【案】



令和7年3月
長久手市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 法令の根拠	2
(2) 計画の性格	2
(3) 関連諸計画との関係	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定の体制等	4
(1) 計画策定の体制	4
(2) 計画策定の方法	4
5. こどもをめぐる国の動向	5
(1) 「こども家庭庁」の設立と「こども基本法」の施行	5
(2) 「こども大綱」の策定と「こどもまんなか社会」	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	7
1. 統計からみた長久手市の現状と推移	7
(1) 総人口の推移	7
(2) 児童数の推移・推計	8
(3) 世帯の推移	9
(4) 人口動態統計	10
(5) 出生率の推移	11
(6) 人口動態	12
(7) 婚姻、離婚	13
(8) 18歳未満のこどもがいる世帯数に占める母子・父子世帯の推移	13
(9) 女性の労働力率の推移	14
2. 教育・保育の状況	15
(1) 教育・保育施設の状況	15
(2) 小学校の状況	16
(3) 中学校の状況	16
(4) 就学援助認定数（小学生）	17
(5) 就学援助認定数（中学生）	17
3. アンケート調査結果	18
(1) アンケート調査の概要	18
(2) アンケート調査結果の概要	19
4. データからみる本市の課題	33
(1) 女性の労働力率の上昇、就労している母親の増加	33
(2) 少子化の状況	33
(3) 保育サービスのニーズへの対応	33

(4) 妊娠・出産期の支援の充実.....	34
(5) 放課後の過ごし方に関する利用ニーズへの対応.....	34
(6) 支援を必要とすることもや家庭への対応.....	34
第3章 計画の基本理念等	35
1. 基本理念	35
2. 基本目標	36
3. 施策の体系	37
第4章 施策の展開	39
基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり	39
施策の柱1 教育・保育サービスの充実.....	39
施策の柱2 多様な子育て支援サービスの充実.....	43
施策の柱3 仕事と子育てを両立するための環境整備.....	45
基本目標2 子育て支援が充実したまちづくり	46
施策の柱1 子育て支援のネットワークづくり.....	46
施策の柱2 社会的支援が必要な家庭・児童への支援体制の充実.....	47
施策の柱3 子育て情報の提供と相談体制の充実.....	51
基本目標3 安心して子どもを生み育てられるまちづくり	52
施策の柱1 ライフステージに応じた適切な支援の推進.....	52
施策の柱2 すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実.....	55
基本目標4 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり	58
施策の柱1 身近な地域で支え合う子育て支援の充実.....	58
施策の柱2 いつでも相談できる人がいる地域づくり.....	59
◆ライフステージごとの主な支援について	62
第5章 量の見込みと確保方策	65
1 趣旨	65
2 教育・保育提供区域の設定	65
3 「量の見込み」と「確保方策」	65
(1) 教育・保育に関する施設.....	65
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	67
4 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保	68
(1) 教育ニーズ：1号認定.....	68
(2) 保育ニーズ：2号認定.....	68
(3) 保育ニーズ：3号認定.....	69
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	70
(1) 延長保育事業.....	70
(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）.....	71
(3) 子育て短期支援事業.....	72
(4) 一時預かり事業.....	72
(5) 病児・病後児保育事業.....	73

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	74
(7) 地域子育て支援拠点事業	74
(8) 利用者支援事業	75
(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	76
(10) 養育支援訪問事業	76
(11) 妊婦に対する健康診査	77
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	77
(13) 子育て世帯訪問支援事業	78
(14) 児童育成支援拠点事業	78
(15) 親子関係形成支援事業	78
(16) 産後ケア事業	79
5 子育てのための施設等利用給付について	80
6 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について	81
7 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	82
第6章 計画の推進に向けて	83
1. 推進の体制	83
2. 計画の達成状況の点検及び評価	83
資料編	85
1. 策定経過	85
2. 長久手市子ども・子育て会議条例	87
3. 令和6年度 長久手市子ども・子育て会議委員名簿	89



The background features three overlapping circles in shades of green. A large light-green circle is at the bottom, a medium-sized dark-green circle is at the top right, and a small dark-green circle is at the top left. Dashed green lines radiate from the top dark-green circle towards the edges of the slide.

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展、中でも単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、育児休業取得の関係等、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、国は、平成24年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充等を推進していくため、市町村ごとに5年を1期とする幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を策定することとしました。

また、平成30年には、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加に対応し、放課後の子どもの居場所を更に確保していくため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和元年10月からは「幼児教育の無償化」が始まるなど、子ども・子育てに関する法制度を次々に整備しています。これに加えて、配慮を要する貧困家庭や外国にルーツをもつ子どもへの支援体制についても明確化することとしました。

さらに、令和5年4月に、子ども施策を総合的に推進することを目的とした「子ども基本法」を施行するとともに、「子ども家庭庁」が発足するなど、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくことを目指しています。

今後も、全ての家庭が安心して子育てができるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、行政を始め地域社会全体で支援していくことを求めています。

現在、本市においても、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化し、教育・保育に関するニーズも高まり続けています。

こうした社会情勢を踏まえ、このたび、新たに「第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、本市の切れ目のない子ども・子育て支援の充実を進めていくとともに、子どもの最善の利益が実現され、子どもが健やかに成長できるまちづくりを目指します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

(2) 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第60条で示す基本指針に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として位置づけています。

また、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」として策定します。

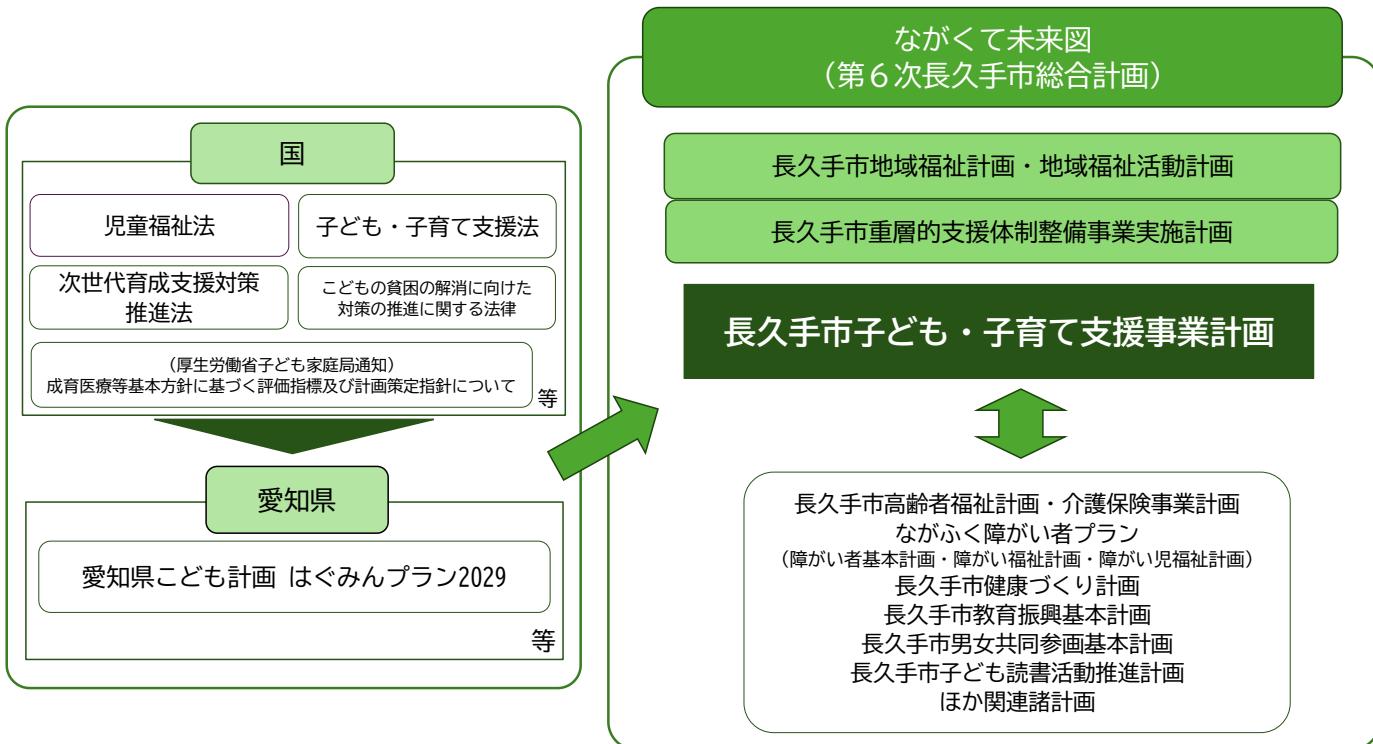
さらに、国の「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について（2023年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局通知）」に基づく「母子保健計画」として位置づけるほか、国の「子ども未来戦略」における放課後児童対策の一層の強化を図るために制定された「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、「ながくて未来図（第6次長久手市総合計画）」を最上位計画、「長久手市地域福祉計画・長久手市地域福祉活動計画」を上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。

また、本市の関連計画との整合性を図るものとします。

【図表1—1 計画関係図】

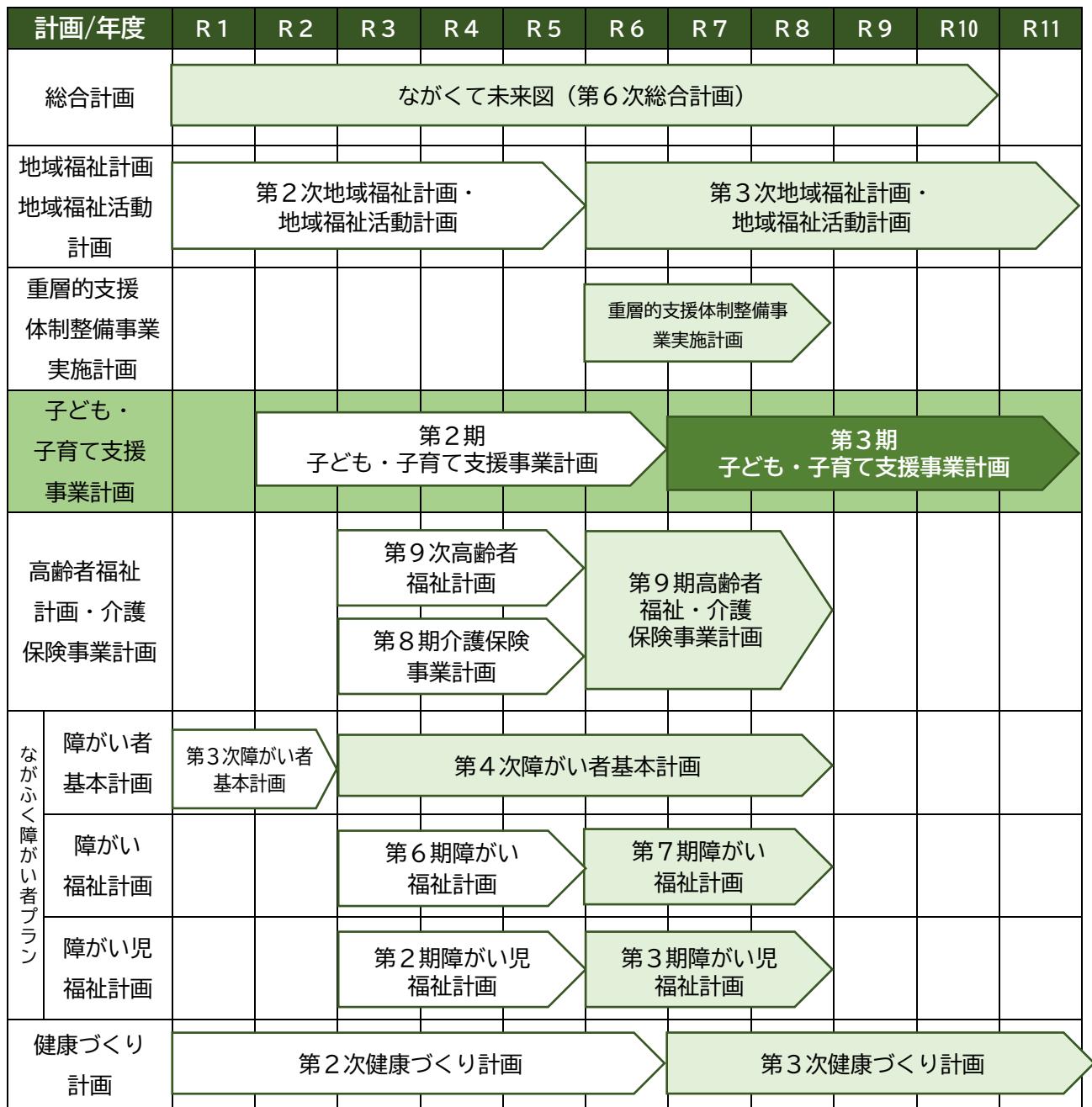


3. 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は5年ごとに見直しを行うこととなっているため、計画期間は令和7年度から令和11年度までとします（図表1－2）。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

【図表1－2 計画期間】



4. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、こどもや子育てをめぐる状況を踏まえた上で、多様な意見を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考え方としています。このため、本計画は、以下の体制と方法により策定を行いました。

(1) 計画策定の体制

本計画の策定は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、条例に基づく機関であり、学識経験者、子どもの保護者、福祉等に関する団体又は機関の代表者、公募市民等から構成される「長久手市子ども・子育て会議」により行いました。

(2) 計画策定の方法

① 前期計画の分析・評価

これまでの計画の成果と問題点を分析し、その成果を今後に引き継いでいくとともに、新たな課題に対応していくことが必要であることから、前期計画の進捗状況等を検証し、その評価を行いました。

② 子育て中の保護者の現状・意向の把握

子育て中の保護者の意見やニーズを反映した計画とするため、就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として、令和5年度に「子育てに関するアンケート調査」を行いました。

調査の概要は第2章に記載しています。

③ 「長久手市子ども・子育て会議」による審議

条例に基づく機関であり、学識経験者、子どもの保護者、福祉等に関する団体又は機関の代表者、公募市民等から構成される「長久手市子ども・子育て会議」において、計画案についての意見交換などを行い、審議しました。

④ パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要です。そのため、パブリックコメントの実施を通じて、計画への反映に努めました。

5. こどもをめぐる国の動向

(1) 「こども家庭庁」の設立と「こども基本法」の施行

令和5年4月1日に、国はこどもに関する行政の担当を一本化し、社会全体でこどもを育てる目的として、「こども家庭庁」を内閣府の外局として設立するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」を施行しました。

「こども基本法」では、「こども」及び「こども施策」の定義を示しています。

<「こども基本法」の目的>

こども基本法 第1条より

- ◆この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

<「こども」の定義と「こども施策」について>

こども基本法 第2条より

- ◆この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
- ◆この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
 - 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
 - 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 - 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(2) 「こども大綱」の策定と「こどもまんなか社会」

「こども基本法」では、こども施策を総合的に推進するために、国に「こども大綱」を定めるよう義務付けており、令和5年12月に、国は既存の「少子化対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困に関する大綱」を一体化して「こども大綱」を閣議決定しました。

「こども大綱」では、6つの基本方針のもとでこども施策を推進し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

<「こどもまんなか社会」について>

こども大綱より

◆こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

⇒「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

<こども施策に関する基本的な方針・・・6本の柱>

こども大綱より

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する



第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 統計からみた長久手市の現状と推移

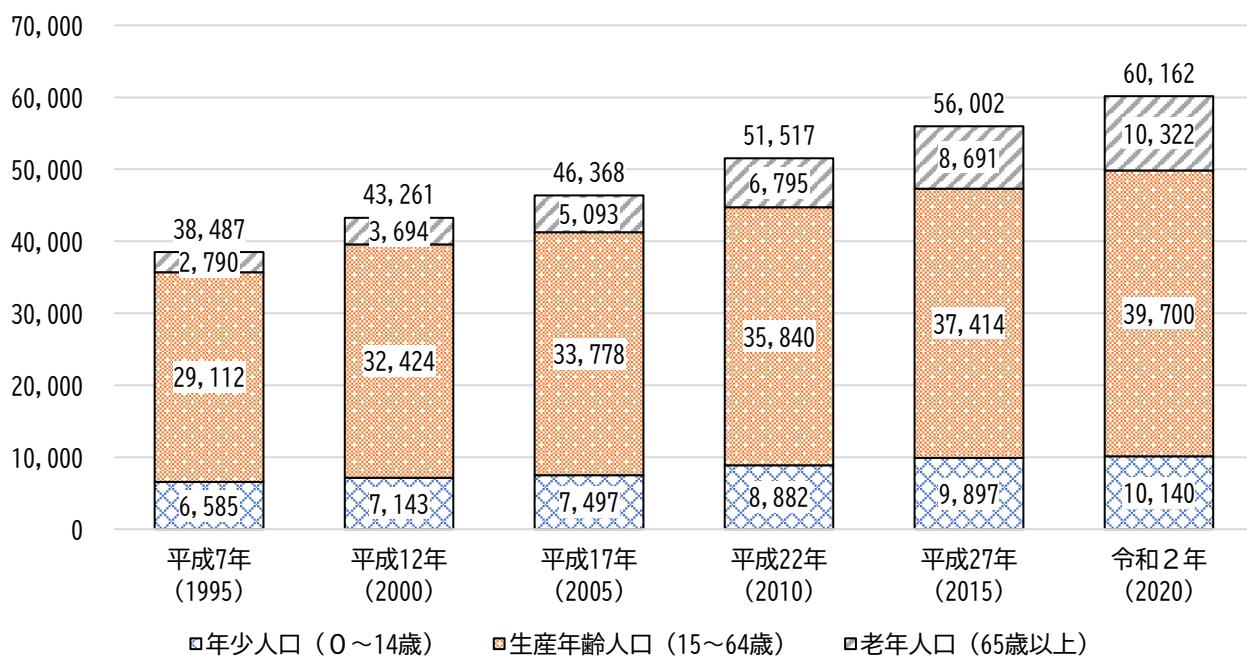
(1) 総人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は増加傾向にあり、令和2年では60,162人となっています（図表2－1）。

年齢3区分別にみても、年少人口、生産年齢人口及び老人人口は、平成7年から令和2年にかけて増加しています。

【図表2－1 年齢3区分別人口の推移】

(人)

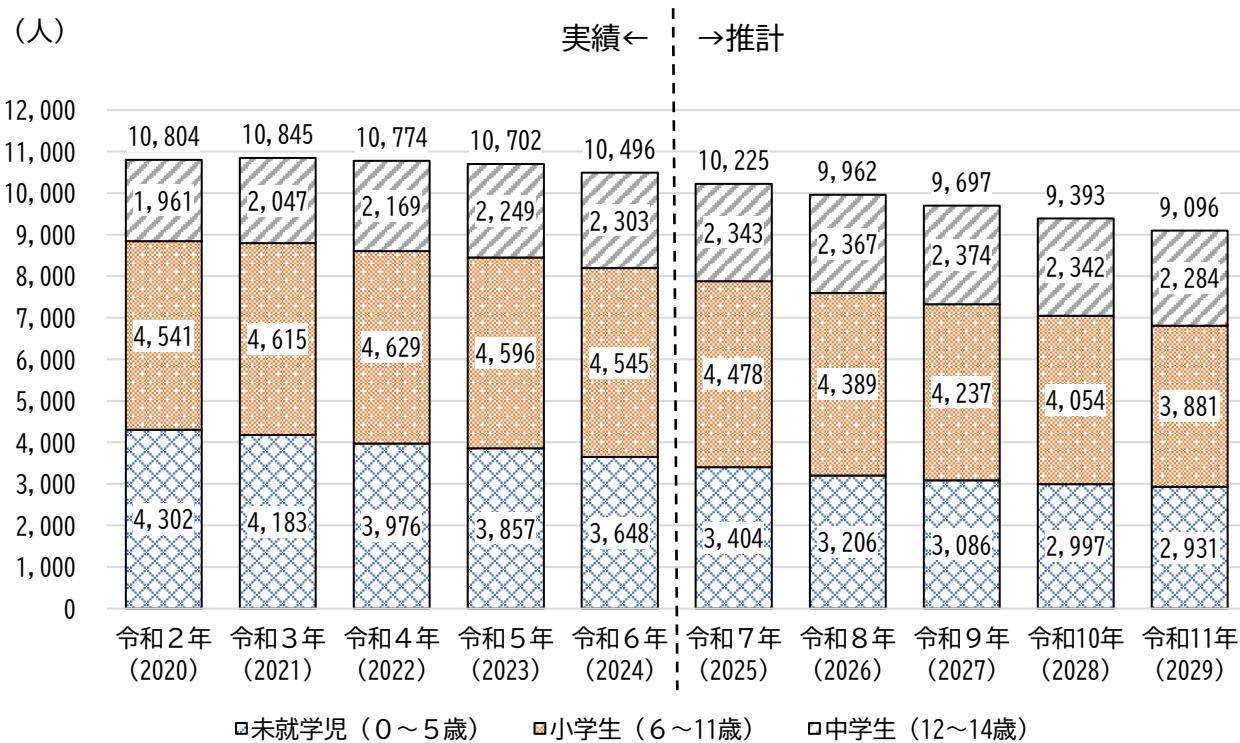


(2) 児童数の推移・推計

本市の0～14歳の児童数の推移をみると令和3年以降減少傾向にあり、特に未就学児の減少が続いている（図表2－2）。

児童推計をみると、令和7年以降も減少を続ける見込みであり、未就学児、小学生は引き続き減少していくことに加え、令和9年以降は中学生も減少に転じることが予測されます。

【図表2－2 児童数の推移・推計】



令和2年度～令和6年度：住民基本台帳（各年4月1日現在）

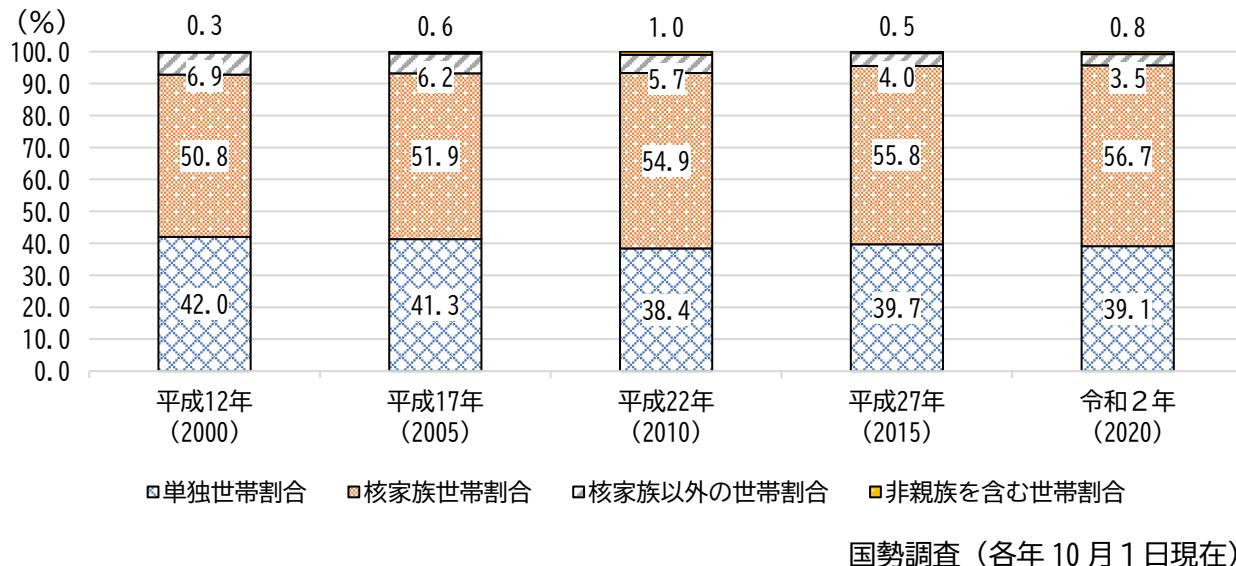
令和7年度以降：コーホート変化率法による推計

(3) 世帯の推移

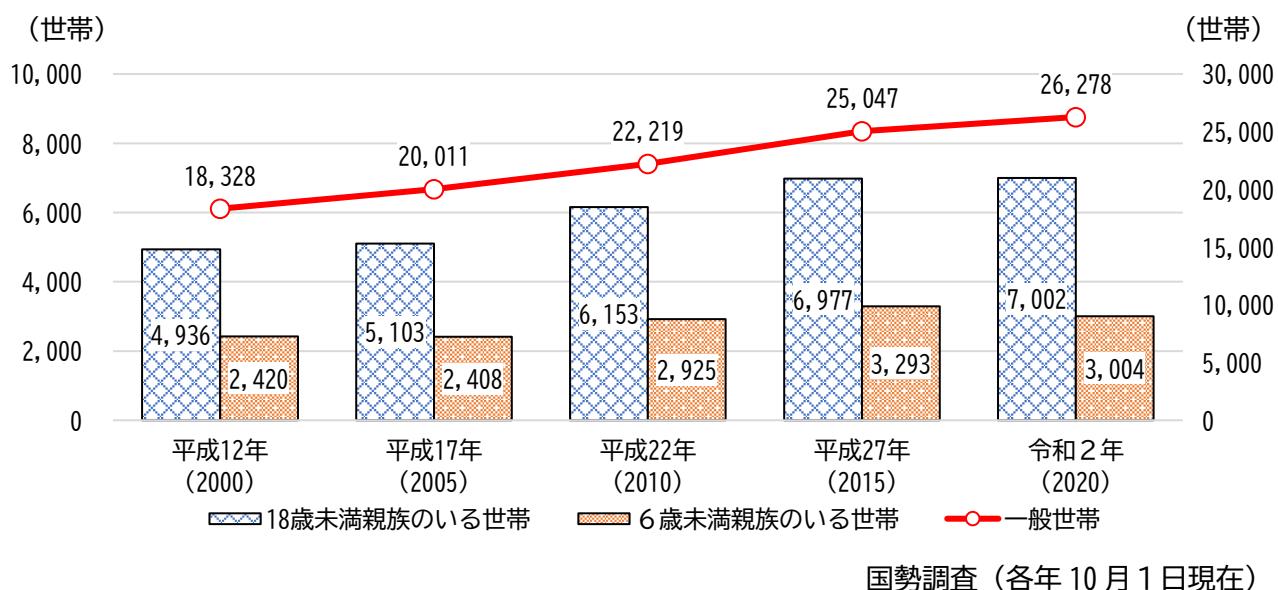
世帯構成の推移をみると、「核家族世帯割合」は平成12年以降上昇し続けており、令和2年では56.7%となっています。「単独世帯割合」は下降傾向であり、令和2年では39.1%となっています(図表2-3)。

子どものいる世帯の状況について、「18歳未満親族のいる世帯」は平成12年以降増加を続けており、令和2年では7,002世帯となっています(図表2-4)。

【図表2-3 世帯構成の推移】



【図表2-4 子どものいる世帯の状況】



(4) 人口動態統計

【図表2-5 人口動態統計】

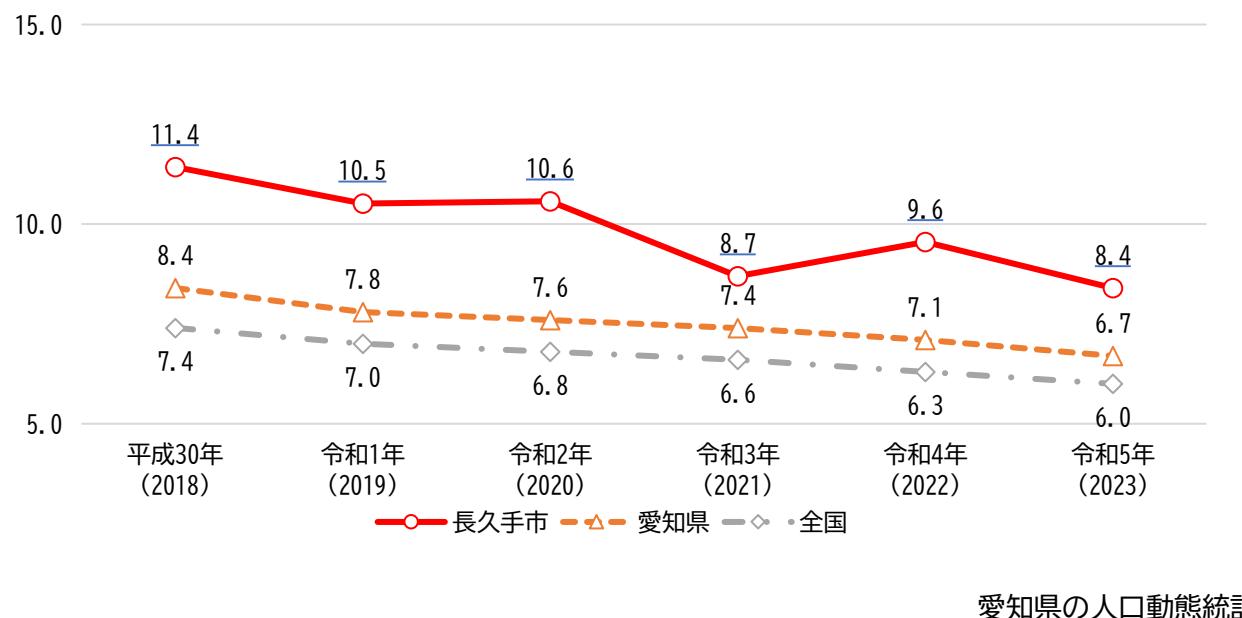
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	愛知県 令和4年 (2022)	全国 令和4年 (2022)
人口		60,447	61,503	60,162	60,448	61,024	7,228,026	122,030,523
出生	総数	691	647	636	526	583	51,152	770,759
	男性	340	333	336	271	315	26,432	395,257
	女性	351	314	300	255	268	24,720	375,502
	率	11.4	10.5	10.6	8.7	9.6	7.1	6.3
死亡	総数	307	316	313	295	374	81,183	1,569,050
	男性	167	169	168	147	208	43,092	799,420
	女性	140	147	145	148	166	38,091	769,630
	率	5.1	5.1	5.2	4.9	6.1	11.2	12.9
自然 増減	実数	384	331	323	231	209	-30,031	-798,291
	率	6.4	5.4	5.4	3.8	3.4	△ 4.2	△ 6.5
乳児死亡 (再掲)	総数	0	2	3	1	0	95	1,356
	男性	0	1	2	1	0	50	735
	女性	0	1	1	0	0	45	621
	率	0.0	3.1	4.7	1.9	0.0	1.9	1.8
新生児 死亡 (再掲)	総数	0	0	3	0	0	44	609
	率	0.0	0.0	4.7	0.0	0.0	0.9	0.8
死産	総数	11	5	5	11	3	885	15,179
	自然	7	2	2	6	1	454	7,391
	人工	4	3	3	5	2	431	7,788
	率	15.7	7.7	7.8	20.5	5.1	17.0	19.3
周産期 死亡 (再掲)	総数	2	0	1	2	0	151	2,527
	妊娠 満22週 以降の 死産	2	0	0	2	0	121	2,061
	早期 新生児 死亡	0	0	1	0	0	30	466
	率	2.9	0.0	1.6	3.8	0.0	2.9	3.3
婚姻	実数	322	321	290	272	317	33,434	504,930
	率	5.3	5.2	4.8	4.5	5.2	4.6	4.1
離婚	実数	102	85	78	84	79	11,061	179,099
	率	1.69	1.38	1.30	1.39	1.29	1.53	1.47

(5) 出生率の推移

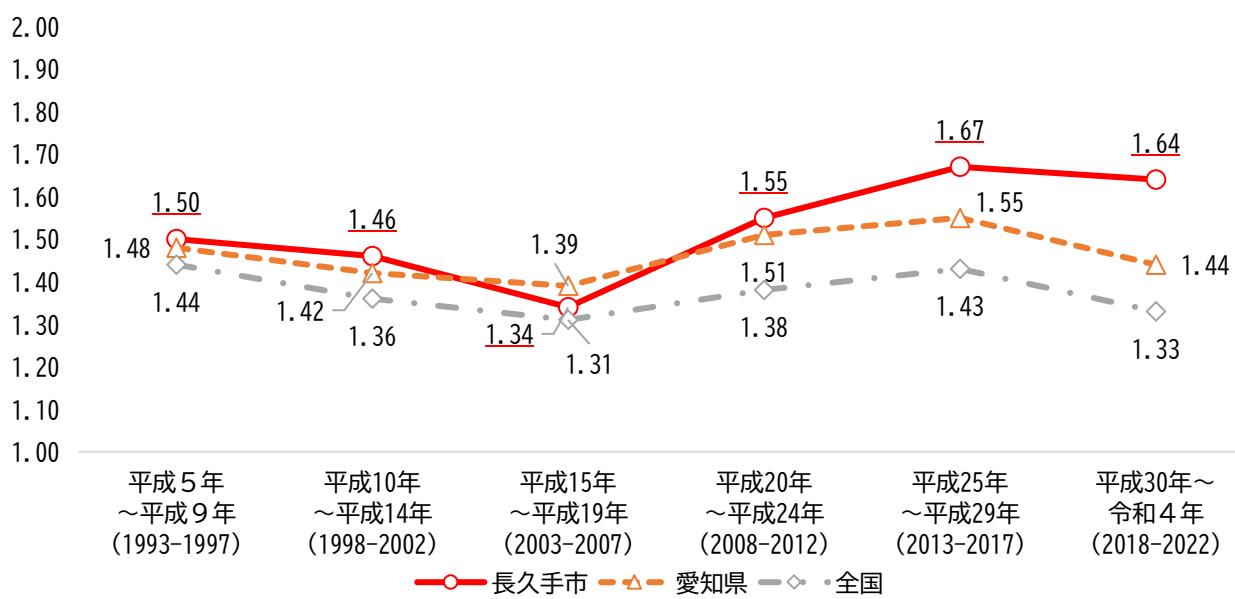
本市の出生率について、平成30年以降概ね減少傾向にあり、令和5年では8.4となっていきます。また、全国、愛知県と比較すると、本市の出生率は平成30年以降すべての年で上回っています（図表2-6）。

本市の平成30～令和4年の合計特殊出生率は1.64となっており、全国、愛知県と比較して上回っています（図表2-7）。

【図表2-6 出生率の推移】



【図表2-7 合計特殊出生率の推移】



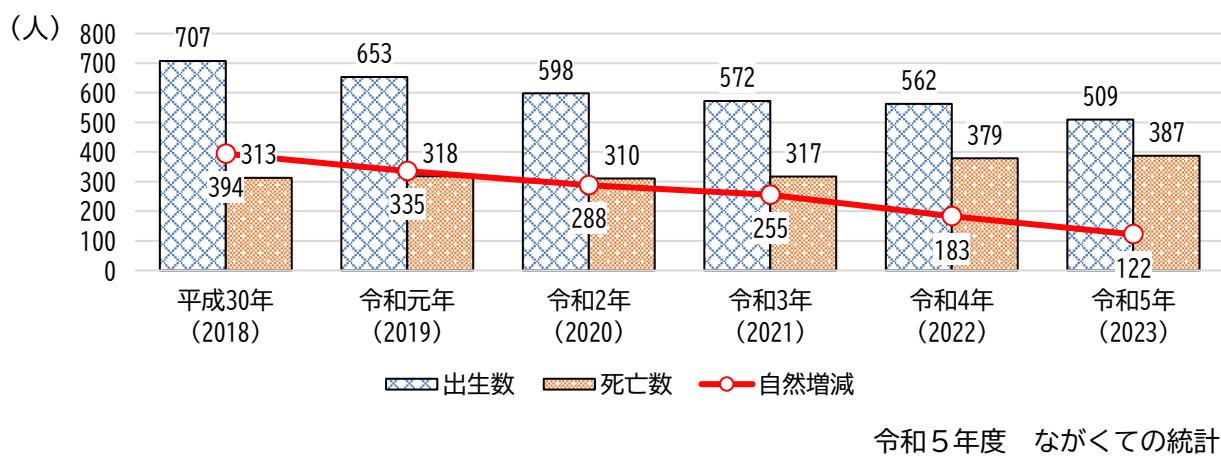
(6) 人口動態

本市の自然動態を見ると、死亡を出生が超過しています（図表2－8）。

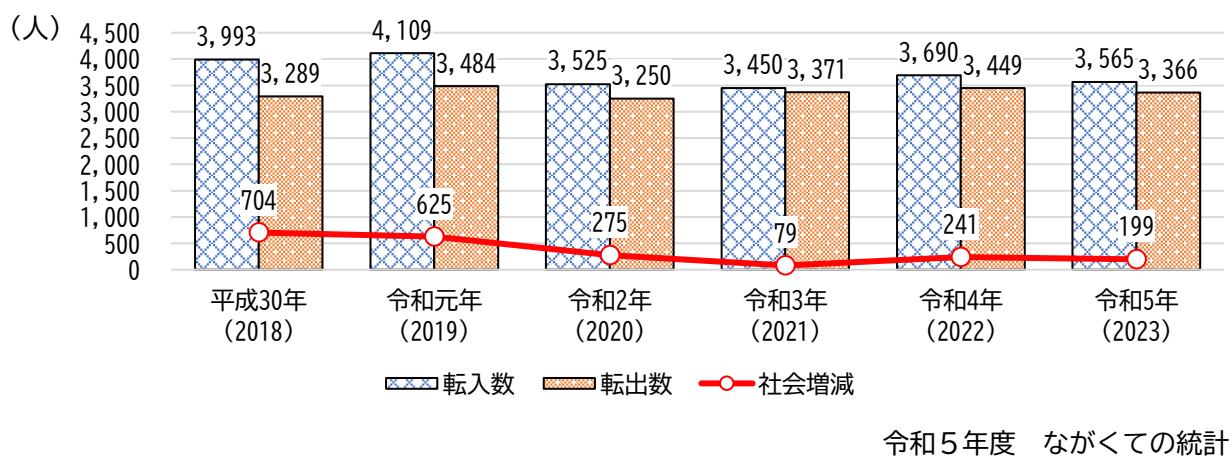
本市の社会動態を見ると、転出を転入が超過しています（図表2－9）。

本市の人口動態を見ると、人口増加数が減少傾向にあります（図表2－10）。

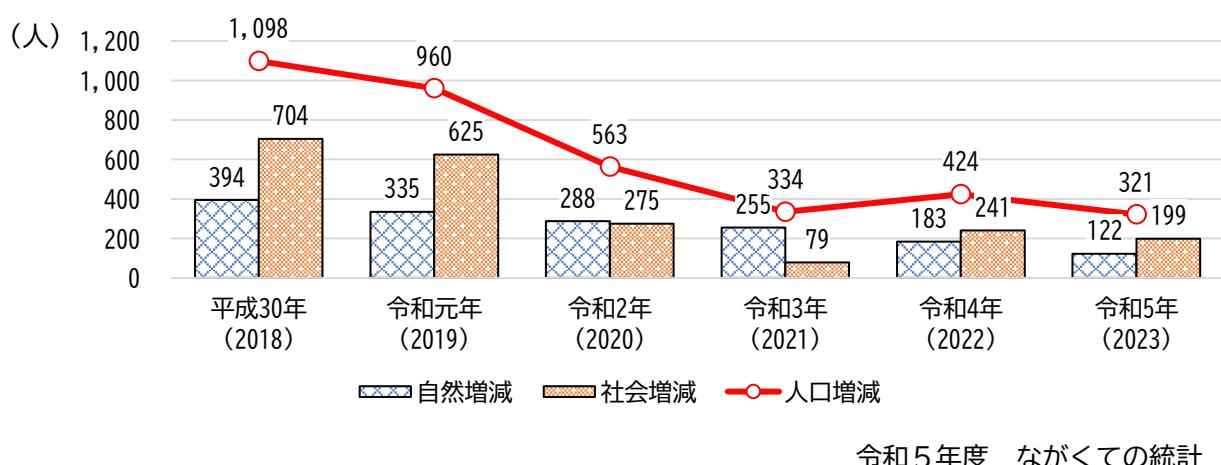
【図表2－8 自然動態】



【図表2－9 社会動態】



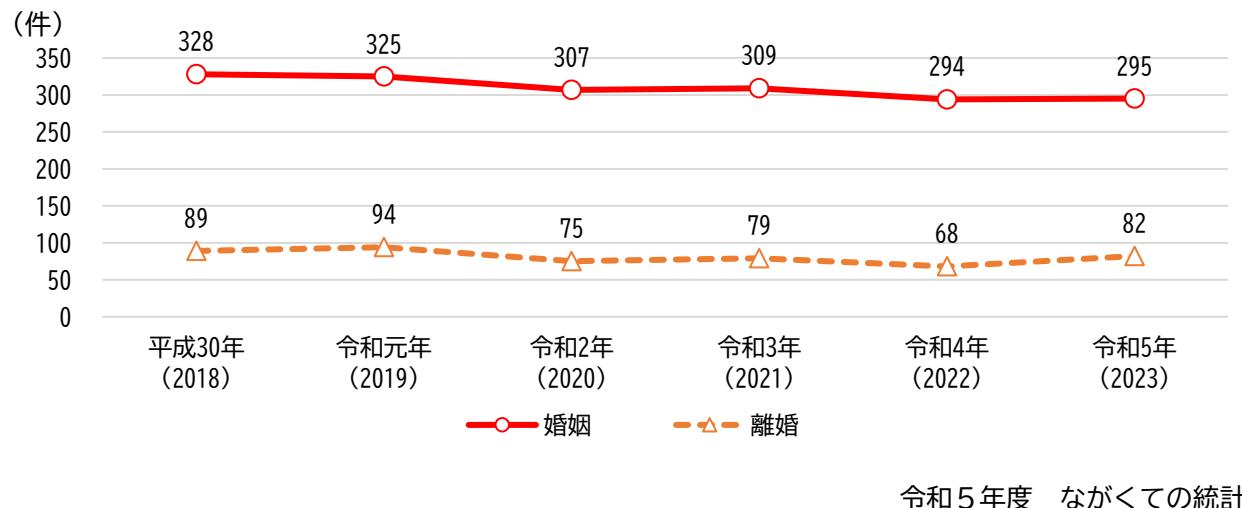
【図表2－10 人口動態】



(7) 婚姻、離婚

本市の婚姻、離婚の状況を見ると、いずれもおおむね横ばいとなっていますが、令和5年では婚姻数が295件、離婚数が82件となっています（図表2-11）。

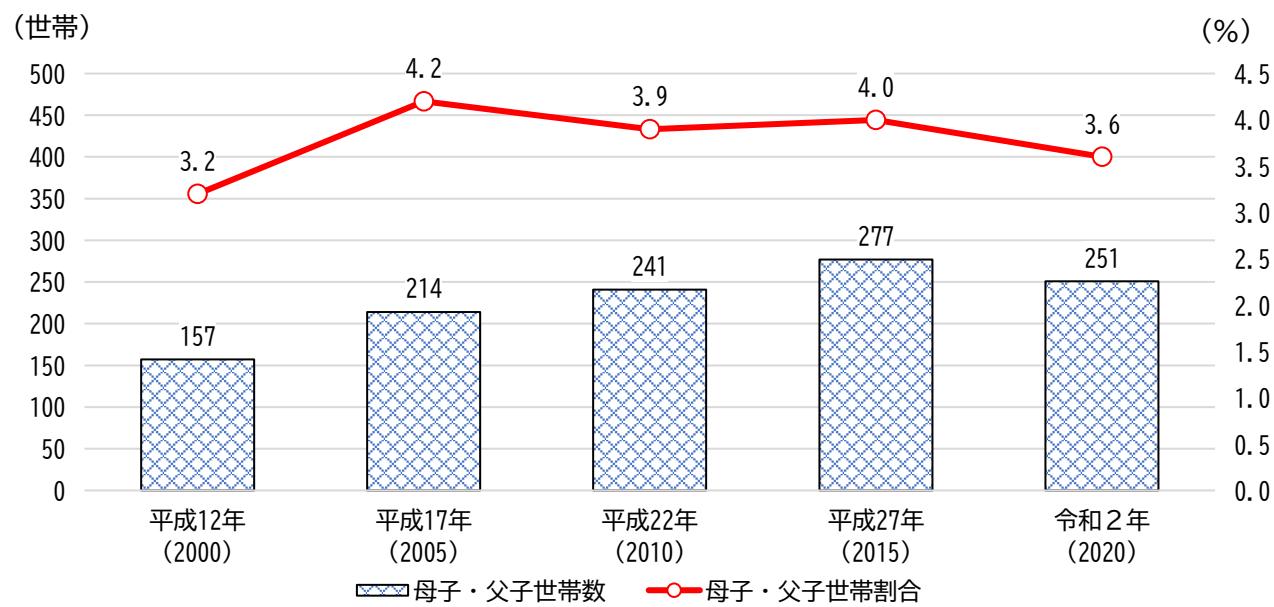
【図表2-11 婚姻、離婚の状況】



(8) 18歳未満のこどもがいる世帯数に占める母子・父子世帯の推移

18歳未満のこどもがいる世帯に占める母子・父子世帯数の推移をみると、平成12年から平成27年にかけて増加傾向にありましたが、平成27年から令和2年にかけて減少し、令和2年では251世帯となっています。（図表2-12）。

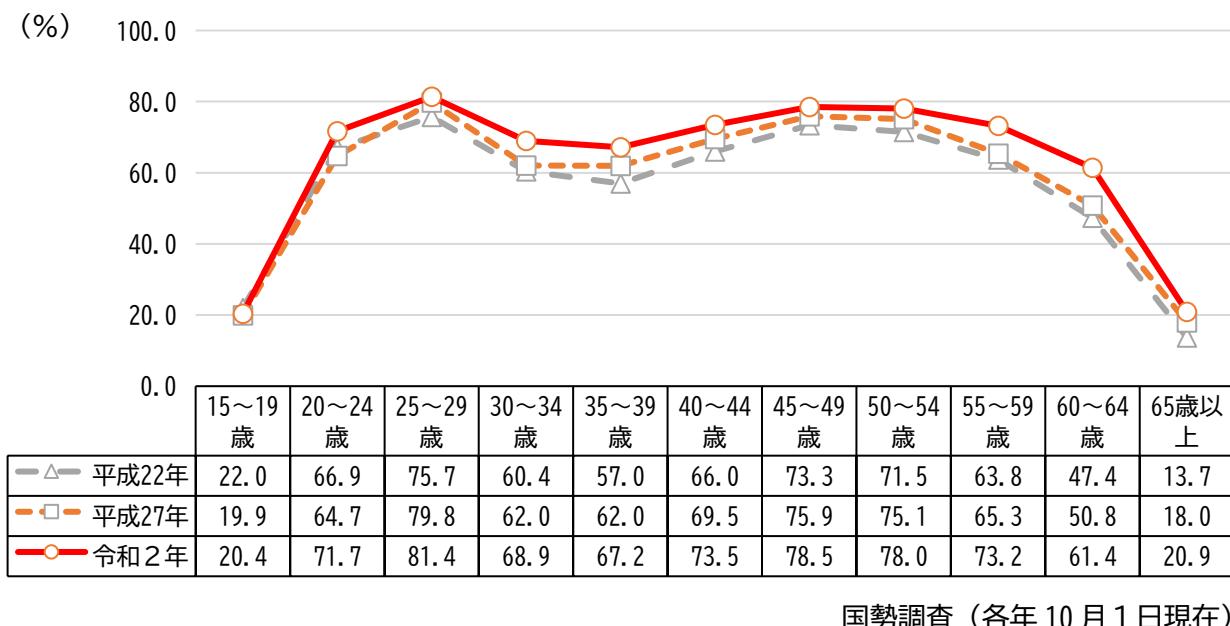
【図表2-12 18歳未満のこどもがいる世帯数に占める母子・父子世帯の推移】



(9) 女性の労働力率の推移

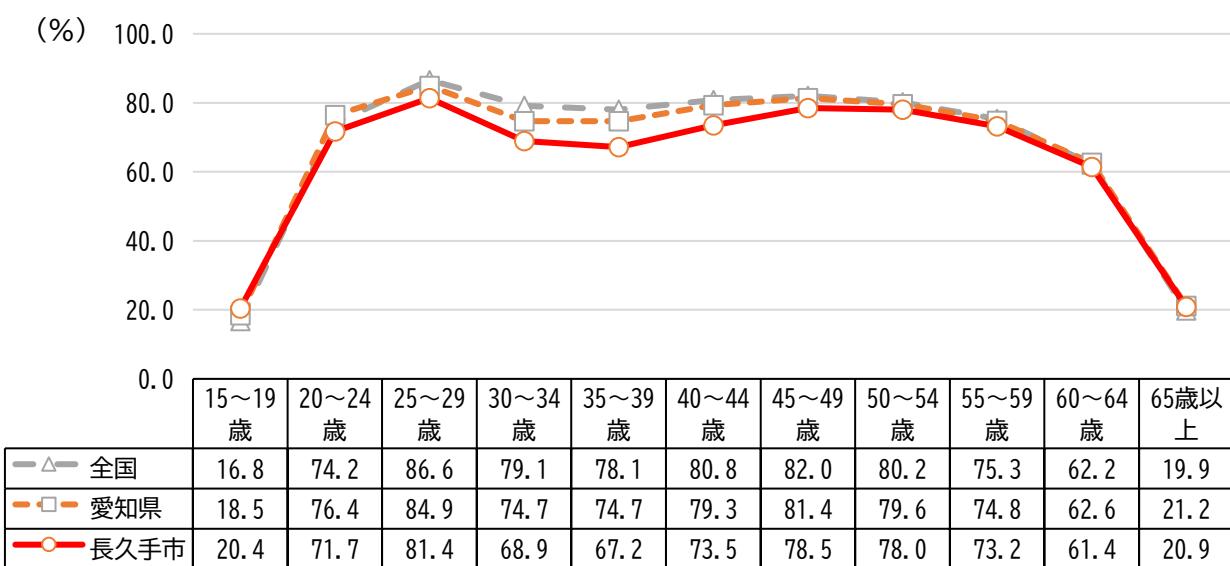
本市の女性の年齢別労働力率をみると、出産、育児の時期に当たる30歳代では、労働力率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっています。経年の変化を見ると、平成22年から令和2年にかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、特に35～39歳、60～64歳の労働力率は10ポイント以上増加しています（図表2-13）。

【図表2-13 女性の労働力率の推移】



本市の令和2年の女性の年齢別労働力率を全国、愛知県と比較すると、本市の20～64歳の女性の年齢別労働力率は全国、愛知県を下回っています（図表2-14）。

【図表2-14 女性の労働力率の比較（全国・愛知県との比較）】



国勢調査（令和2年10月1日現在）

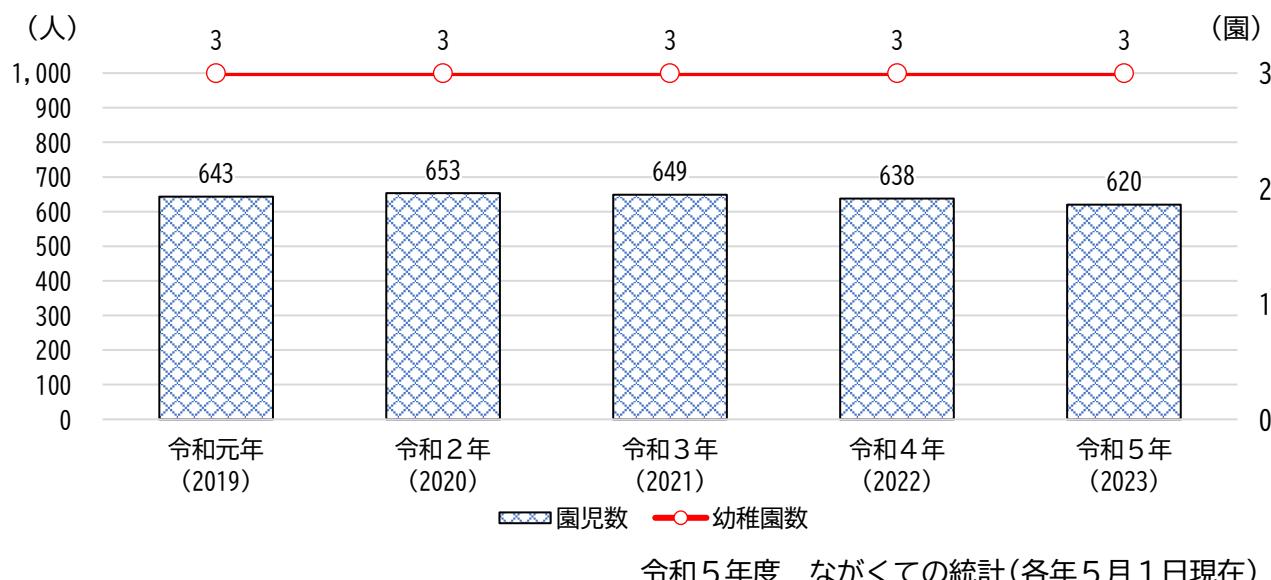
2. 教育・保育の状況

(1) 教育・保育施設の状況

① 幼稚園

本市の幼稚園の状況について、令和5年現在、幼稚園は市内に3園となっています。また、幼稚園在園児童数の推移をみると、令和2年以降減少傾向にあり、令和5年では620人となっています（図表2-15）。

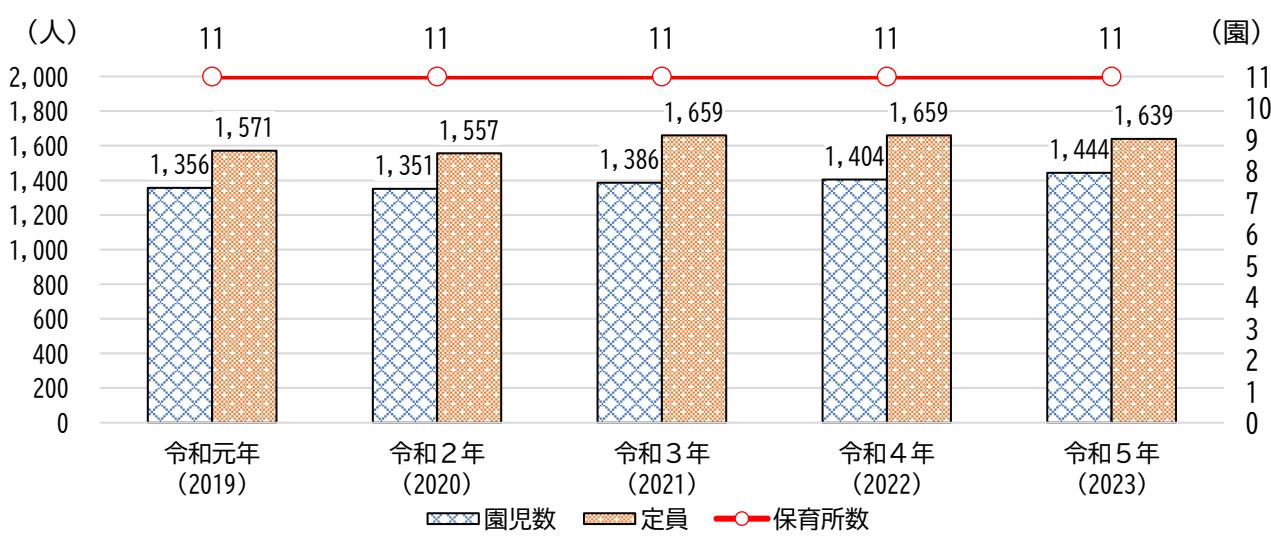
【図表2-15 幼稚園数・幼稚園在園児童数の推移】



② 保育所（特定地域型保育園、認可外保育所を除く）

本市の保育所の状況について、令和5年現在、保育所は市内に11園となっています。また、保育所在園児童数の推移をみると、令和2年以降増加傾向にあり、令和5年では1,444人となっています。全体では利用者に対して定員が上回っていますが、園によっては定員を超過した利用者がいる状況となっています。（図表2-16）。

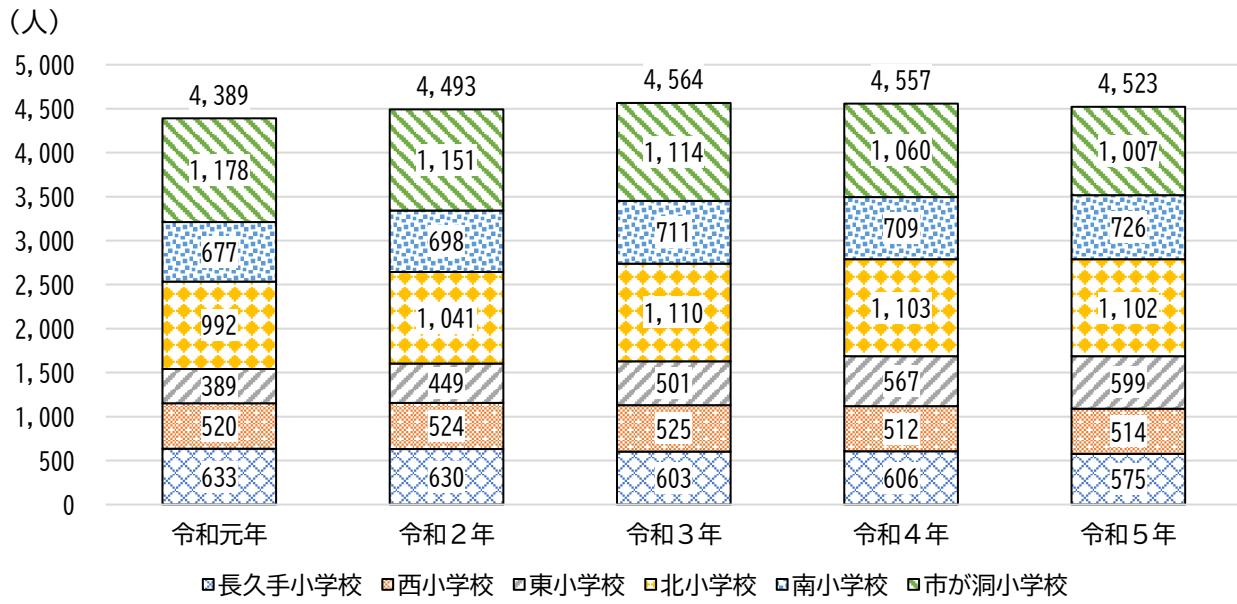
【図表2-16 保育所数・保育所在園児童数の推移】



(2) 小学校の状況

本市の小学校児童数の推移について、令和元年から令和3年にかけて増加していましたが、令和4年でわずかに減少し、令和5年では4,523人となっています。一方、小学校別にみると、特に東小学校では児童数が増加を続けています（図表2-17）。

【図表2-17 小学校児童数の推移】

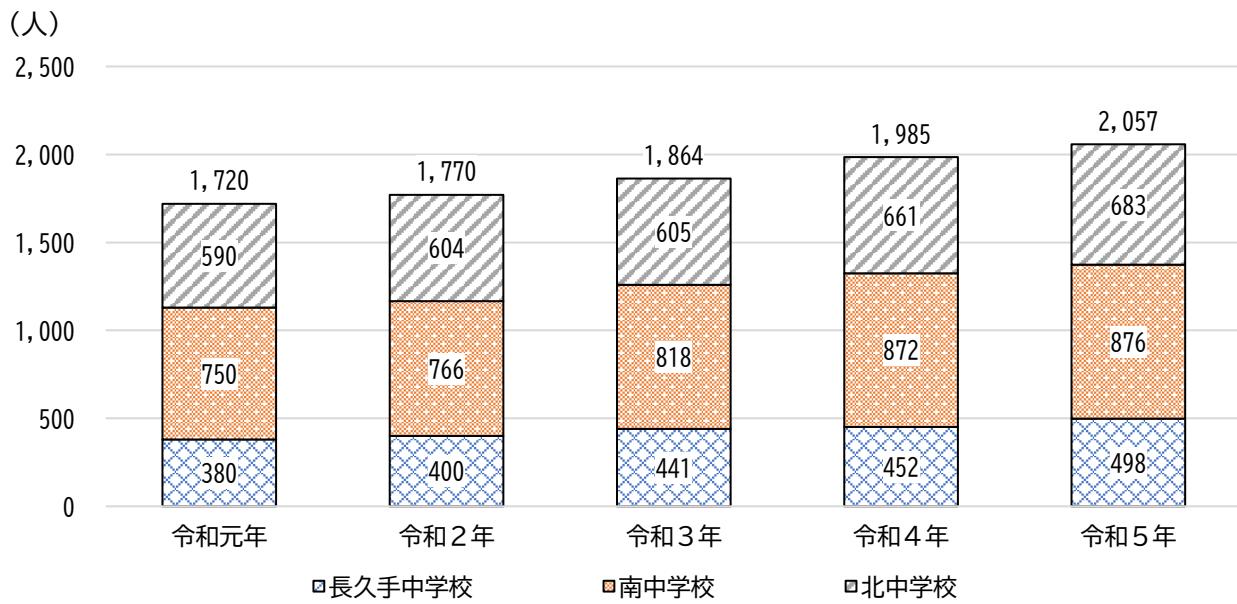


令和5年度 ながくての統計(各年5月1日現在)

(3) 中学校の状況

本市の中学校生徒数の推移について、令和元年以降増加を続けており、令和5年では2,057人となっています。（図表2-18）。

【図表2-18 中学校児童数の推移】

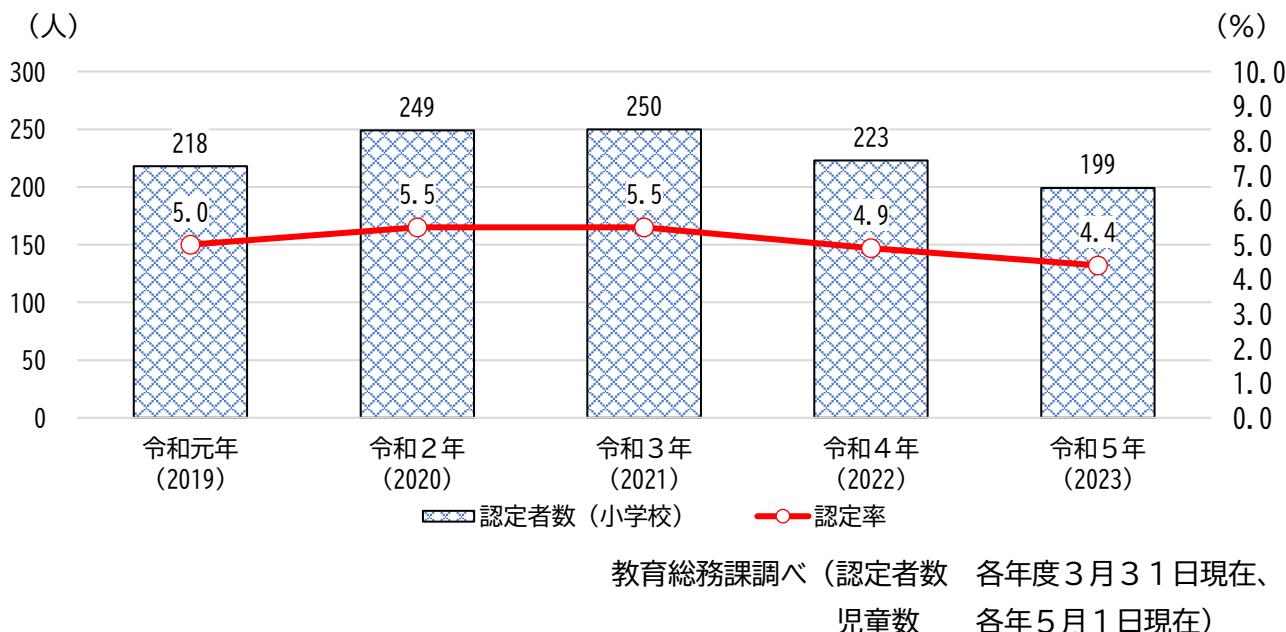


令和5年度 ながくての統計(各年5月1日現在)

(4) 就学援助認定数（小学生）

小学生の就学援助認定者数の推移をみると、令和元年から令和3年にかけて認定者数と認定率（全小学生に占める認定者の割合）ともに横ばいで推移していましたが、令和3年以降は減少しており、令和5年では認定者数が199人、認定率は4.4%となっています（図表2-19）。

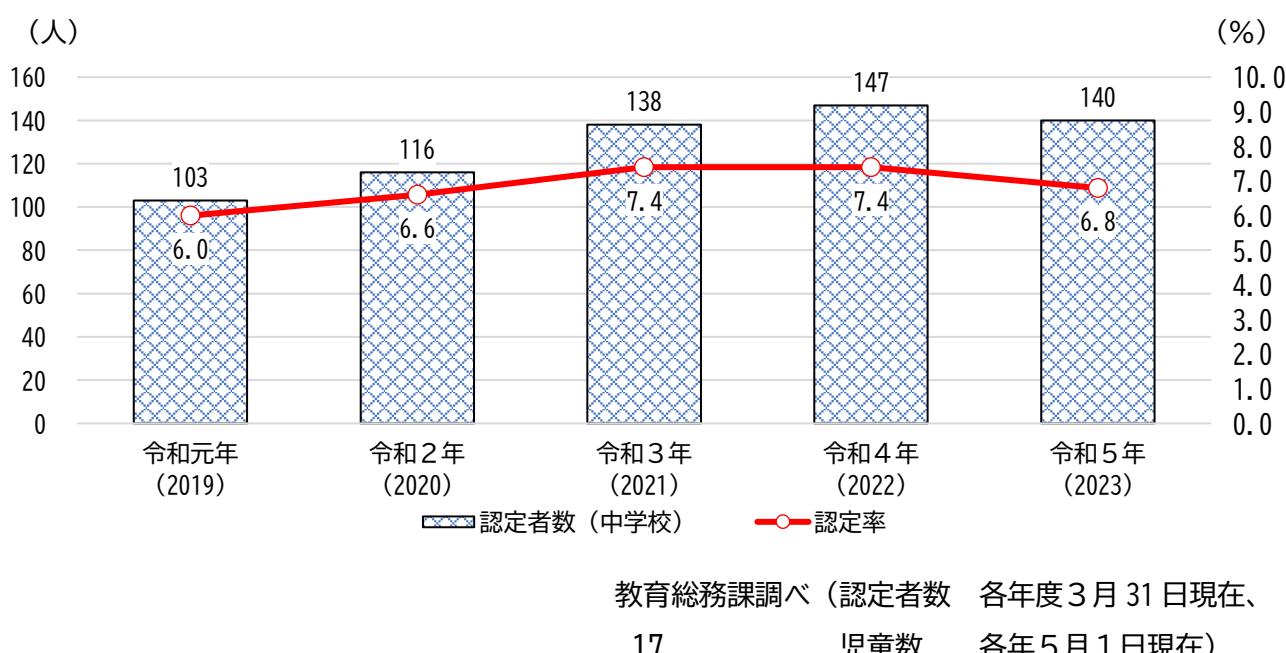
【図表2-19 就学援助認定数（小学生）】



(5) 就学援助認定数（中学生）

中学生の就学援助認定者数の推移をみると、令和元年以降、認定者数と認定率（全中学生に占める認定者の割合）は増加傾向でしたが、令和5年では減少し、認定者数が140人、認定率が6.8%となっています（図表2-20）。

【図表2-20 就学援助認定数（中学生）】



3. アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

「長久手市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたって、就学前の児童や小学生のこどもをもつ保護者の、子育てに関わる様々なサービスの利用状況を把握し、子育て支援の充実を図るまでの基礎資料とするために、令和5年度に「子育てに関するアンケート調査」を行いました（図表2-21）。

【図表2-21 アンケート調査の概要・回収結果】

	就学前児童保護者	小学生保護者
調査対象者	長久手市に在住する就学前児童の保護者 (無作為抽出)	長久手市に在住する小学生の保護者 (無作為抽出)
調査方法	郵送配布、郵送回収及びWeb回答	
調査期間	令和5年12月6日～令和5年12月28日	
発送数	2,000件	2,000件
回収数	884件 (うちWeb回答：358件)	866件 (うちWeb回答：317件)
回収率	44.2%	43.3%

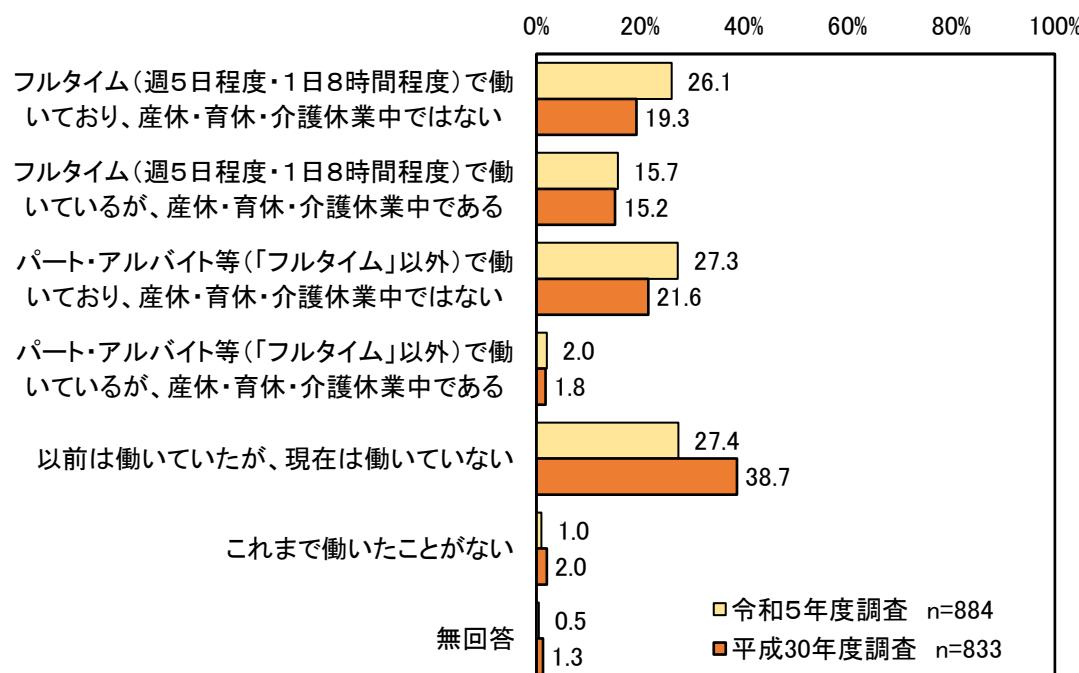
(2) アンケート調査結果の概要

○母親の就労

就学前児童の母親の就労状況について、「現在働いている（育休・産休含む）」の割合が、前回計画策定時の平成30年度調査結果（以降「前回調査結果」という）と比べると増加しており、特に「フルタイム（育休・産休ではない）」は6.8ポイント、「パートタイム（育休・産休ではない）」は5.7ポイント増加しています。

一方、「以前は働いていたが現在は働いていない」・「これまで働いたことがない」の割合はともに減少しています。このことから、前回調査時に比べて女性就業率が高まっていることがうかがえます（図表2-22）。

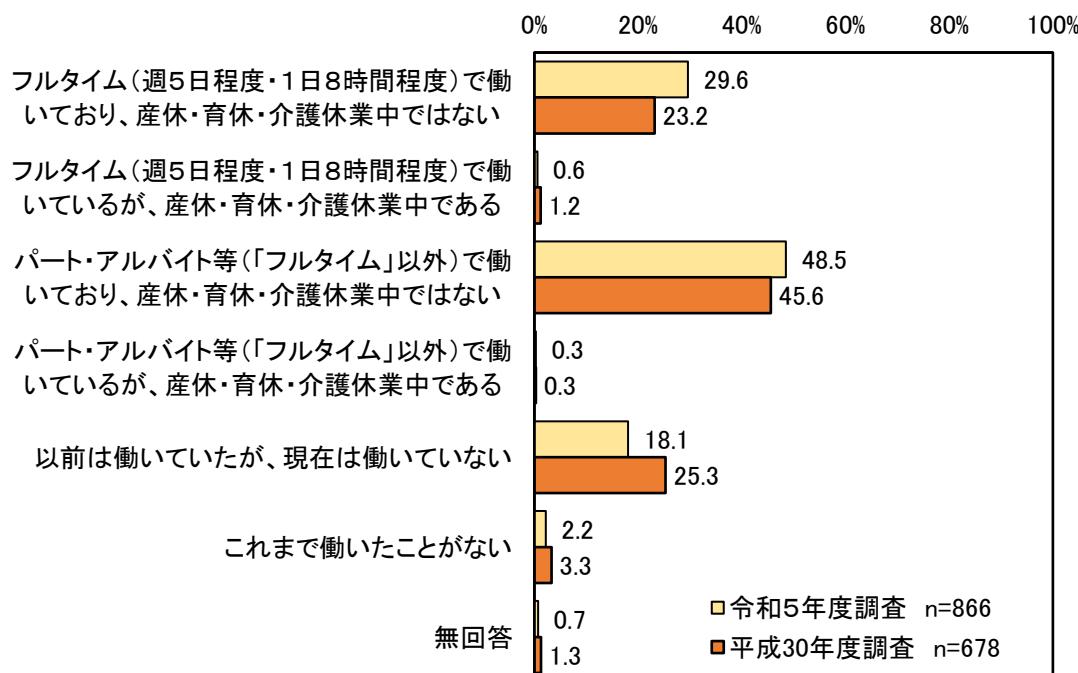
【図表2-22 母親の就労状況（就学前児童）】



小学生の母親の就労状況について、「現在働いている（育休・産休含む）」の割合が、前回計画策定時の前回調査結果と比べると増加しており、特に「フルタイム（育休・産休ではない）」は6.4ポイント、「パートタイム（育休・産休ではない）」は2.9ポイント増加しています。

一方、「以前は働いていたが現在は働いていない」・「これまで働いたことがない」の割合はともに減少しています。このことから、前回調査時に比べて女性就業率が高まっていることがうかがえます（図表2-23）。

【図表2-23 母親の就労状況（小学生）】



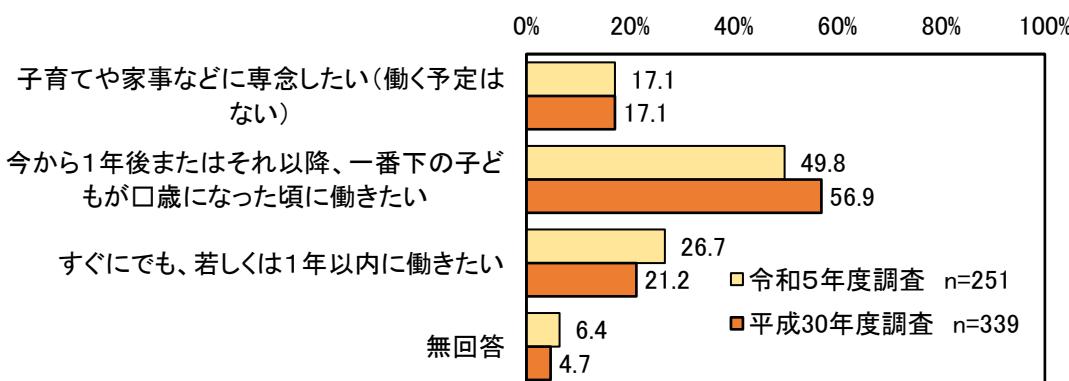
○現在、働いていない母親の「今後の働きたい希望」(就学前児童)

就学前児童の現在、働いていない母親の今後の働きたい希望について、「1年より先、一番下の子どもが□歳になった時に働きたい」の割合が49.8%と最も高い回答でしたが、前回調査結果と比べると7.1ポイント減少しています。また、「□歳」に入る年齢として、「3歳」の割合が28.8%で最も高く、2番目に「8歳以上」の割合が19.2%、3番目に「4歳」の割合が16.8%となっています。

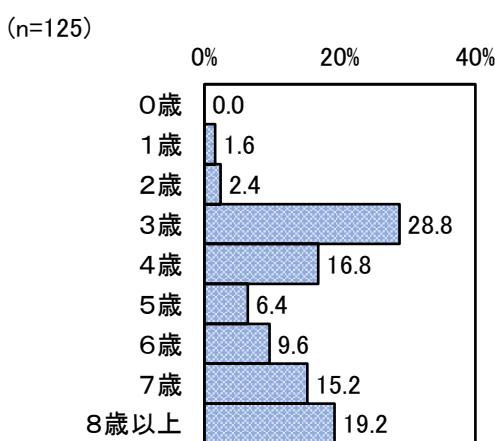
このことから、下の子の就園時、就学時と就学後の1年の間のタイミングに合わせて就労を考える保護者が多い傾向にあることがうかがえます。

また、前回調査結果と比べ、「すぐにでも、若しくは1年以内に働きたい」の割合が5.5ポイント増加しており、働いていない母親の就労希望は強くなっていると考えられます(図表2-24、25)。

【図表2-24 現在働いていない母親の今後の就労希望】



【図表2-25 就労予定の目安になる子どもの年齢】



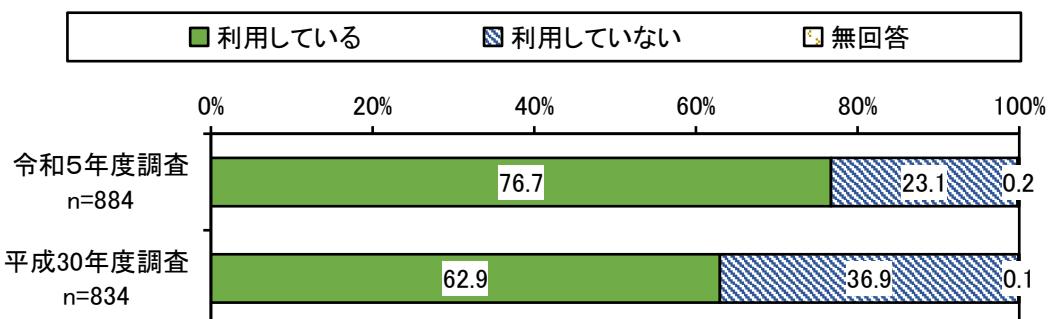
○平日の定期的な幼稚園・保育所などの利用状況（就学前児童）

平日の定期的な幼稚園・保育所などの利用状況について、保育園や幼稚園を「利用している」割合が76.7%、「利用していない」割合が23.1%であり、前回調査結果と比べて「利用している」割合が13.8ポイント増加しています（図表2-26）。

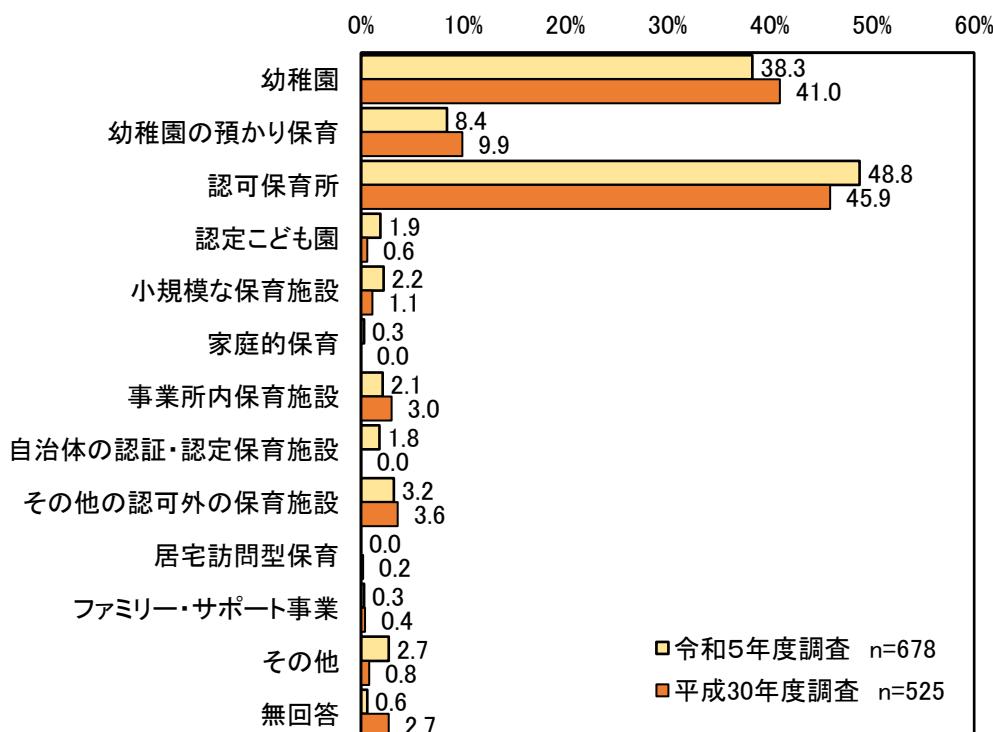
保育園や幼稚園を「利用している」と回答した人の事業利用状況を見てみると、前回調査結果と比べて「幼稚園」が減少し、「認可保育所」が増加しています。このことから、「認可保育所」での保育ニーズが増加傾向にあることがうかがえます（図表2-27）。

【図表2-26 平日の定期的な幼稚園・保育所などの利用状況】

(n=884)



【図表2-27 利用している教育・保育事業】

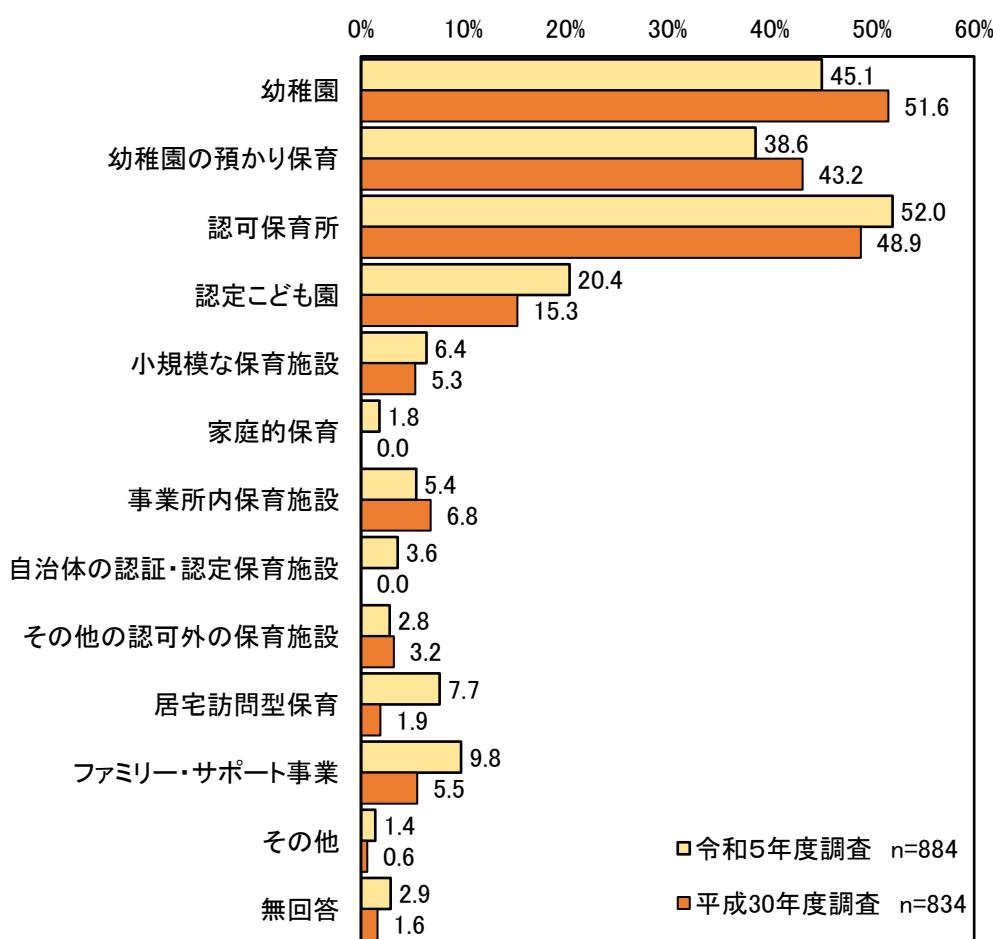


○今後利用したい事業（就学前児童）

今後利用したい事業について、「認可保育所」の割合が 52.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が 45.1%、「幼稚園の預かり保育」の割合が 38.6%、「認定こども園」の割合が 20.4%となっています。

前回調査結果と比べると、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」の割合は約 5～6 ポイント程度減少している一方、「認可保育所」、「認定こども園」の割合は約 4～5 ポイント程度増加しています。このことから、主に保育所における保育ニーズが増加していることが考えられます（図表 2-28）。

【図表 2-28 利用したい教育・保育事業】



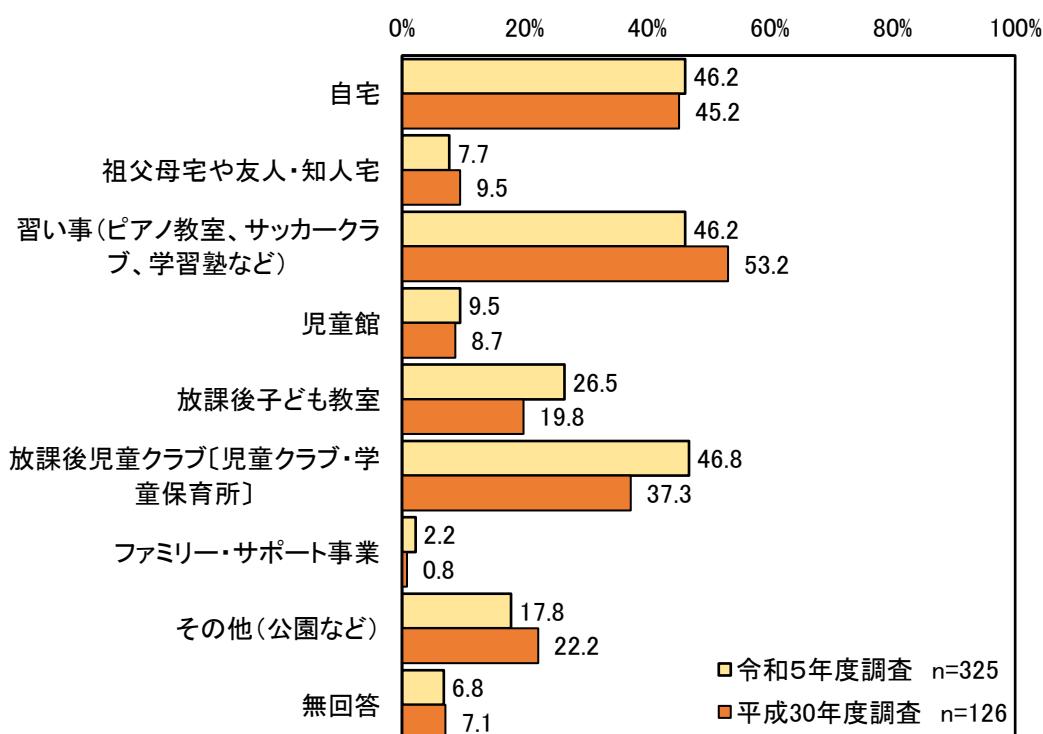
○小学校低学年時の放課後の過ごし方の希望（就学前児童、5歳以上のみ）

小学校就学後の低学年時の放課後の過ごし方の希望について、「放課後児童クラブ〔児童クラブ・学童保育所〕」の割合が46.8%で最も高く、次いで「自宅」と「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合がともに46.2%、「放課後子ども教室」の割合が26.5%となっています。

前回調査結果と比較すると、上位回答率の「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が下がっていますが、「放課後児童クラブ〔児童クラブ・学童保育所〕」の割合が増加しています。

のことから、放課後こどもの預かり機能のニーズが高まっていることがうかがえます（図表2-29）。

【図表2-29 小学校就学後の放課後の過ごし方（低学年時）】

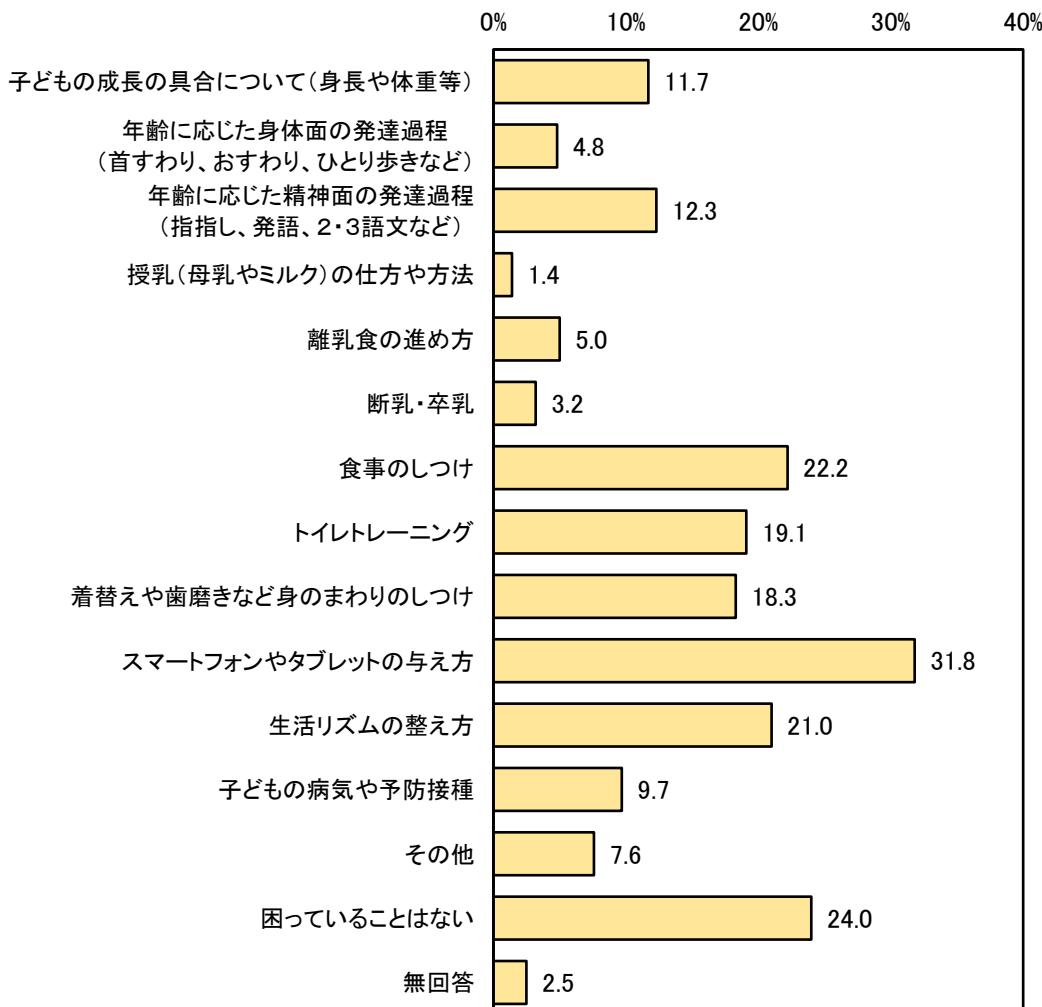


○子どもの成長発達・育児についての困りごと（就学前児童）

就学前児童の子どもの成長発達・育児についての困りごとについて、「スマートフォンやタブレットの与え方」の割合が31.8%で最も高く、次いで「食事のしつけ」の割合が22.2%、「生活リズムの整え方」の割合が21.0%、「トイレトレーニング」の割合が19.1%、「着替えや歯磨きなど身のまわりのしつけ」の割合が18.3%などとなっています（図表2-30）。

【図表2-30 子どもの成長発達・育児についての困りごと】

(n=884)



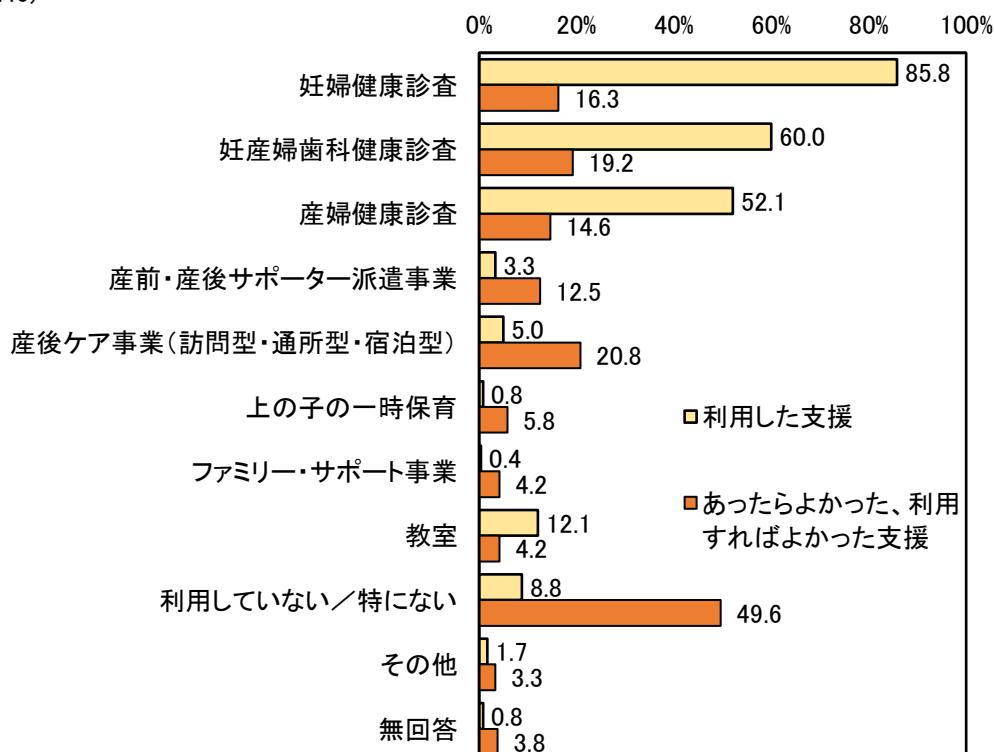
○妊娠・出産期の支援（就学前児童、3歳未満のみ）

就学前児童の妊娠・出産期に利用した支援は、「妊婦健康診査」の割合が85.8%で最も高く、次いで「妊産婦歯科健康診査」の割合が60.0%、「産婦健康診査」の割合が52.1%、「教室」の割合が12.1%となっています。

また、妊娠・出産期にあつたらよかつた、利用すればよかつた支援は、「産後ケア事業（訪問型・通所型・宿泊型）」の割合が20.8%で最も高く、次いで「妊産婦歯科健康診査」の割合が19.2%、「妊婦健康診査」の割合が16.3%、「産婦健康診査」の割合が14.6%、「産前・産後サポーター派遣事業」の割合が12.5%となっています（図表2-31）。

【図表2-31 妊娠・出産期の支援について】

(n=240)



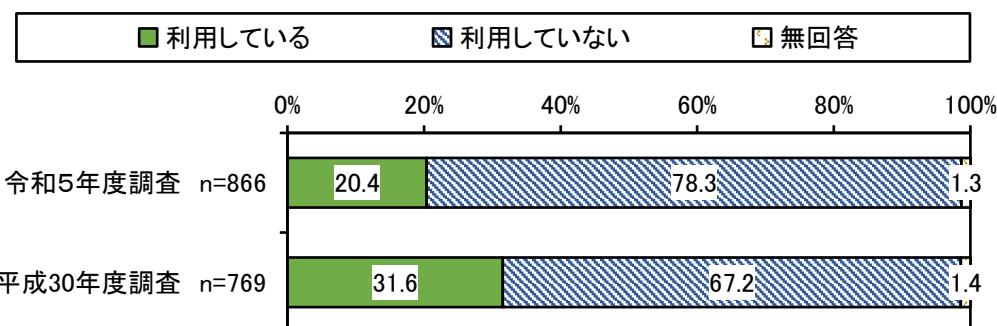
○児童館について（小学生）

小学生の児童館の利用状況について、「利用している」の割合が20.4%、「利用していない」の割合が78.3%となっており、前回調査結果と比べると、「利用している」の割合が11.2ポイント程度減少しています（図表2-32）。

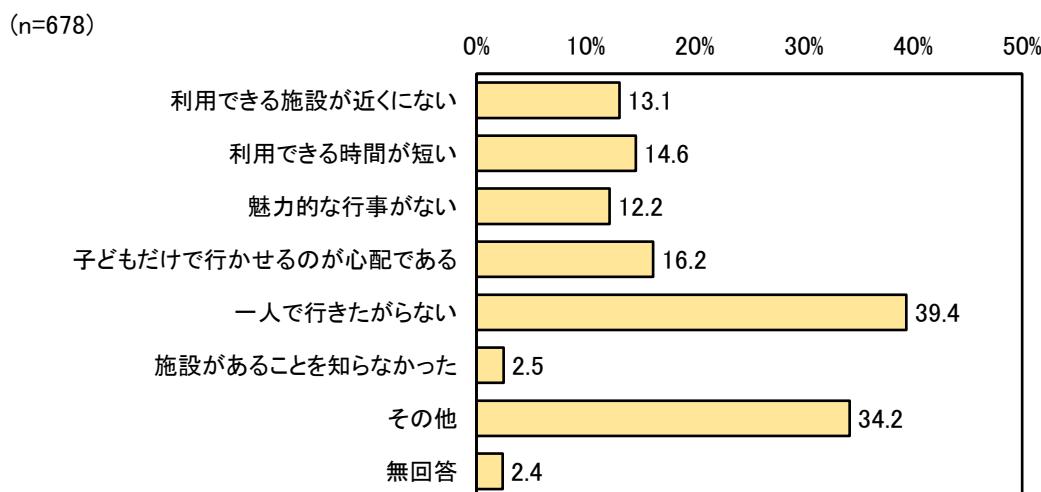
児童館を利用していない理由について、「一人で行きたがらない」の割合が39.4%で最も高く、次いで「子どもだけで行かせるのが心配である」の割合が16.2%、「利用できる時間が短い」の割合が14.6%、「利用できる施設が近くにない」の割合が13.1%、「魅力的な行事がない」の割合が12.2%となっています。

また、「その他」の意見として「（以前は利用していたが、）高学年なので利用していない」、「行く時間がない（習い事をしている等）」「放課後児童クラブ（学童）に通っている」「外遊びの方が好き」などが挙げられています（図表2-33）。

【図表2-32 児童館の利用状況】



【図表2-33 児童館を利用していない理由】

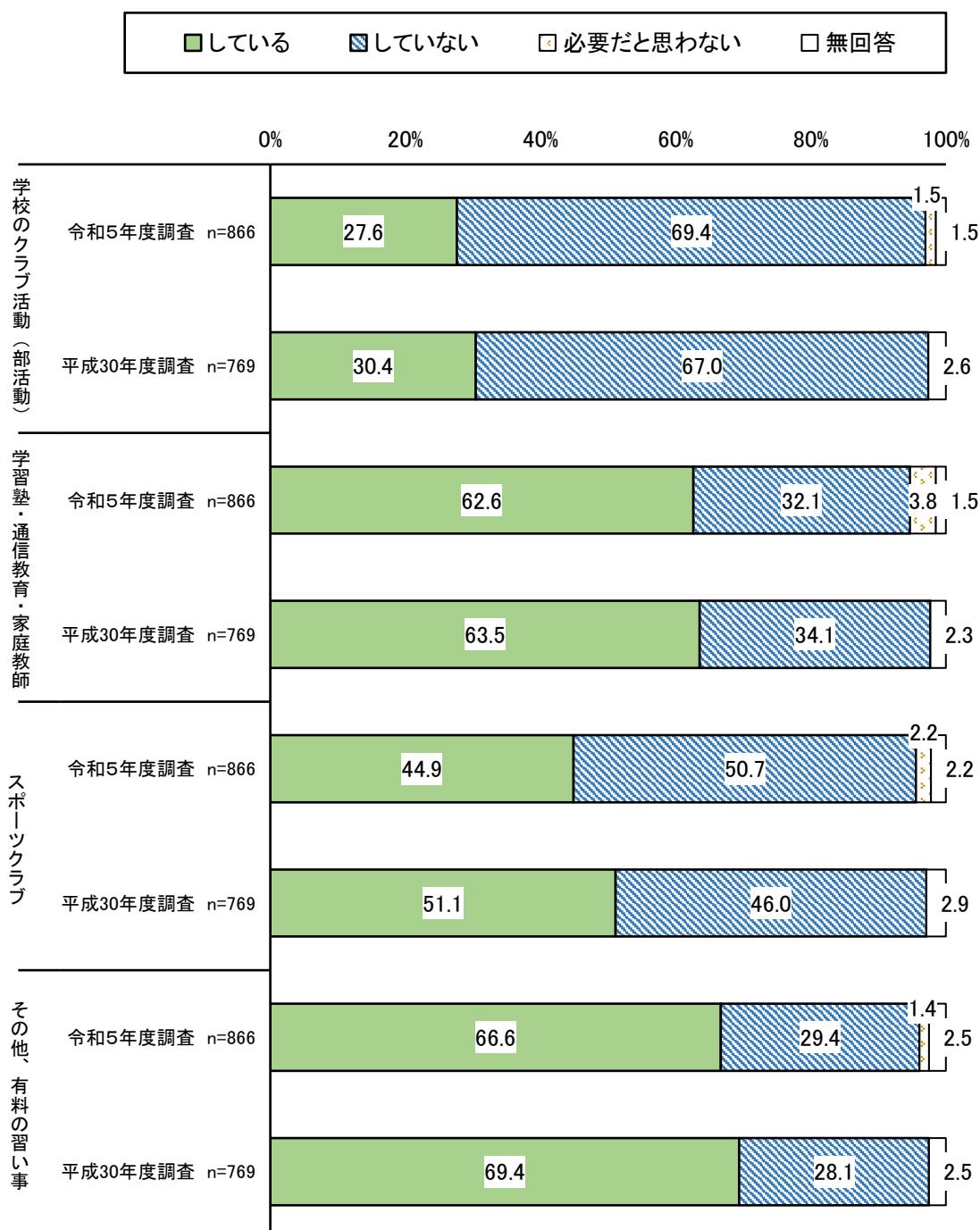


○クラブ活動、習い事等について（小学生）

小学生のクラブ活動、習い事等について、「学習塾・通信教育・家庭教師」は「している」の割合が62.6%と他と比べて高くなっています。一方、「学校のクラブ活動（部活動）」は「していない」の割合が69.4%と他と比べて高くなっています。

前回調査結果と比較すると、特にスポーツクラブで「している」が6.2ポイント減少しています（図表2-34）。

【図表2-34 クラブ活動、習い事等について】



*前回調査では「必要だと思わない」の選択肢はない。

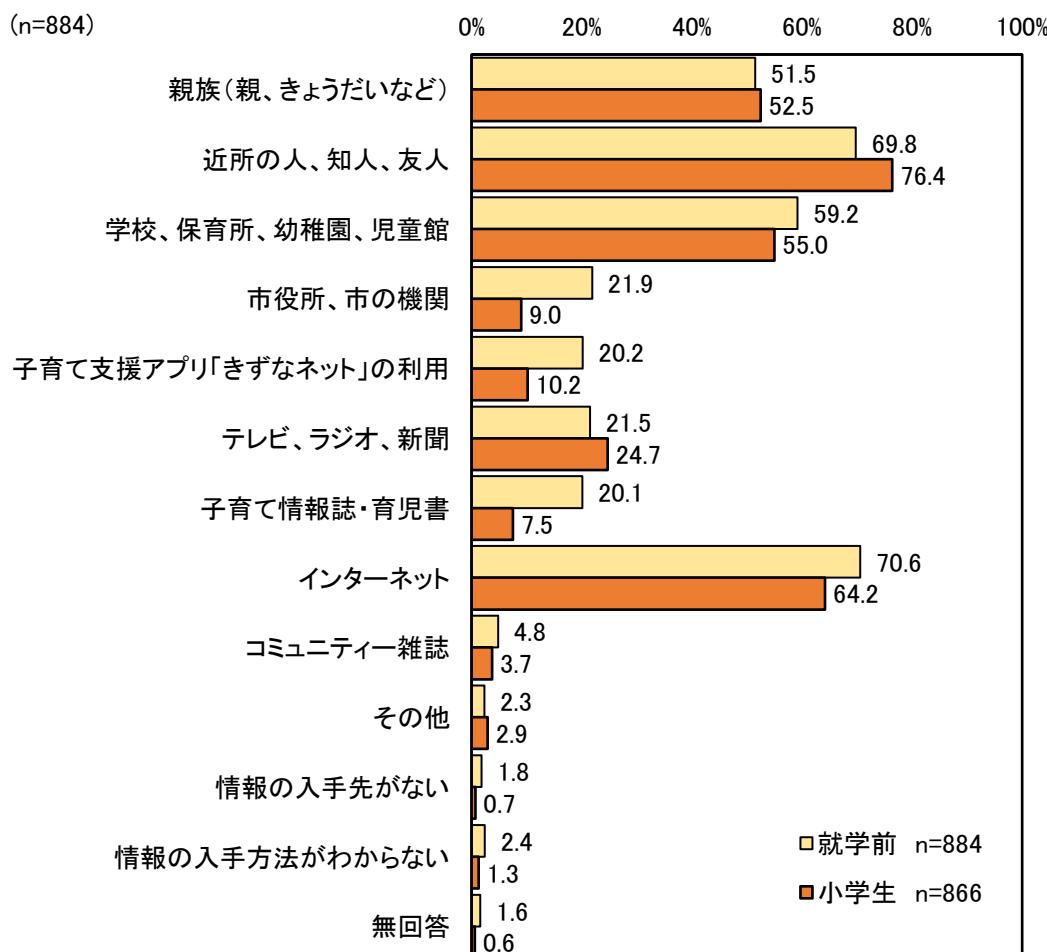
○情報の入手手段について

情報の入手手段について、就学前では、「インターネット」の割合が70.6%で最も高く、次いで「近所の人、知人、友人」の割合が69.8%、「学校、保育所、幼稚園、児童館」の割合が59.2%、「親族（親、きょうだいなど）」の割合が51.5%、「市役所、市の機関」の割合が21.9%となっています。

小学生では、「近所の人、知人、友人」の割合が76.4%で最も高く、次いで「インターネット」の割合が64.2%、「学校、保育所、幼稚園、児童館」の割合が55.0%、「親族（親、きょうだいなど）」の割合が52.5%、「テレビ、ラジオ、新聞」の割合が24.7%となっています。

就学前、小学生とともに、主な情報の入手手段は「近所の人、知人、友人」、「インターネット」であることがうかがえます（図表2-35）。

【図表2-35 情報の入手手段】



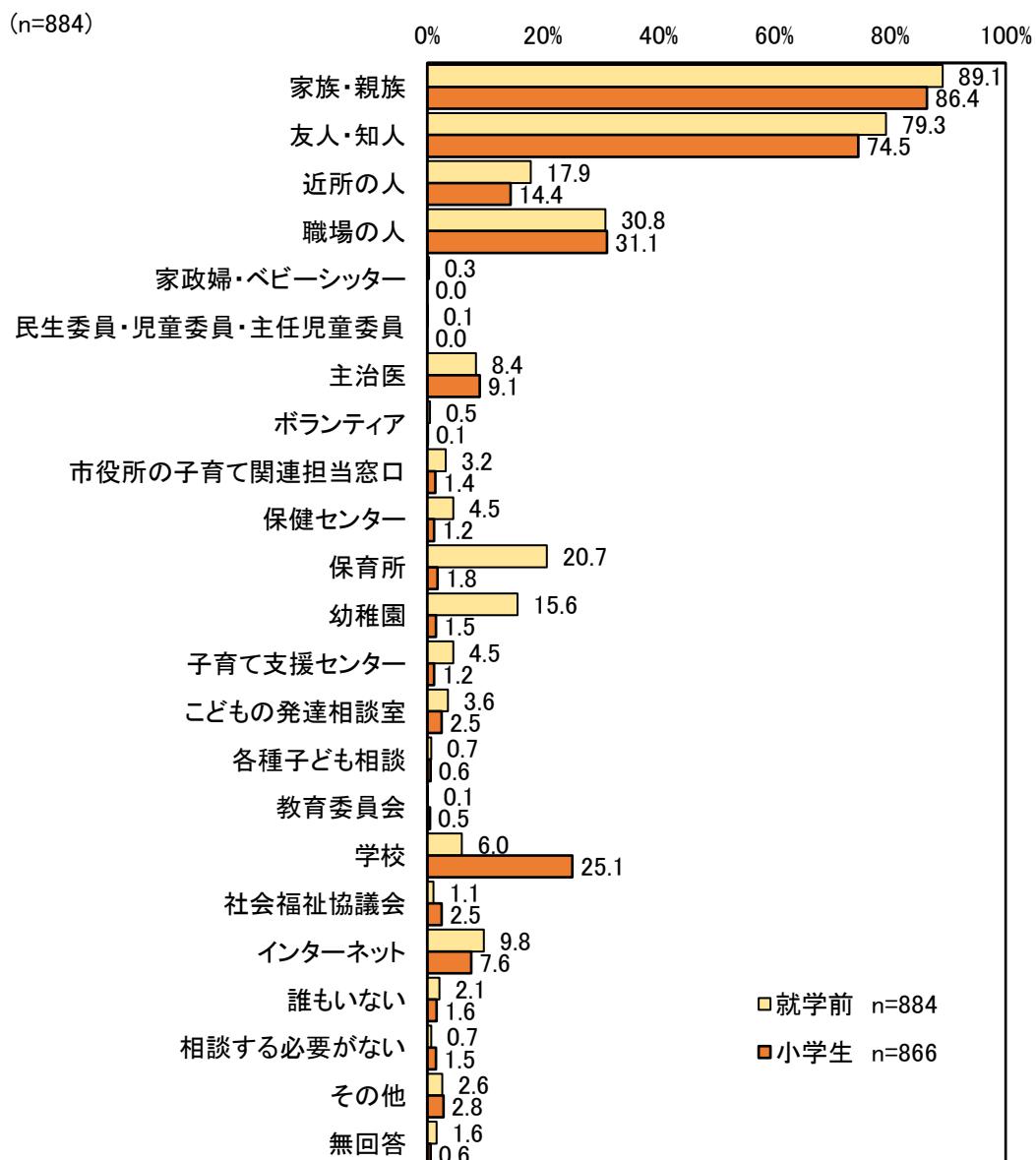
○相談先について

相談先について、就学前では、「家族・親族」の割合が89.1%で最も高く、次いで「友人・知人」の割合が79.3%、「職場の人」の割合が30.8%、「保育所」の割合が20.7%、「近所の人」の割合が17.9%となっています。

小学生では、「家族・親族」の割合が86.4%で最も高く、次いで「友人・知人」の割合が74.5%、「職場の人」の割合が31.1%、「学校」の割合が25.1%、「近所の人」の割合が14.4%となっています。

就学前、小学生とともに、「家族・親族」や「友人・知人」といった身近な人が主な相談先であることがうかがえます（図表2-36）。

【図表2-36 相談先】



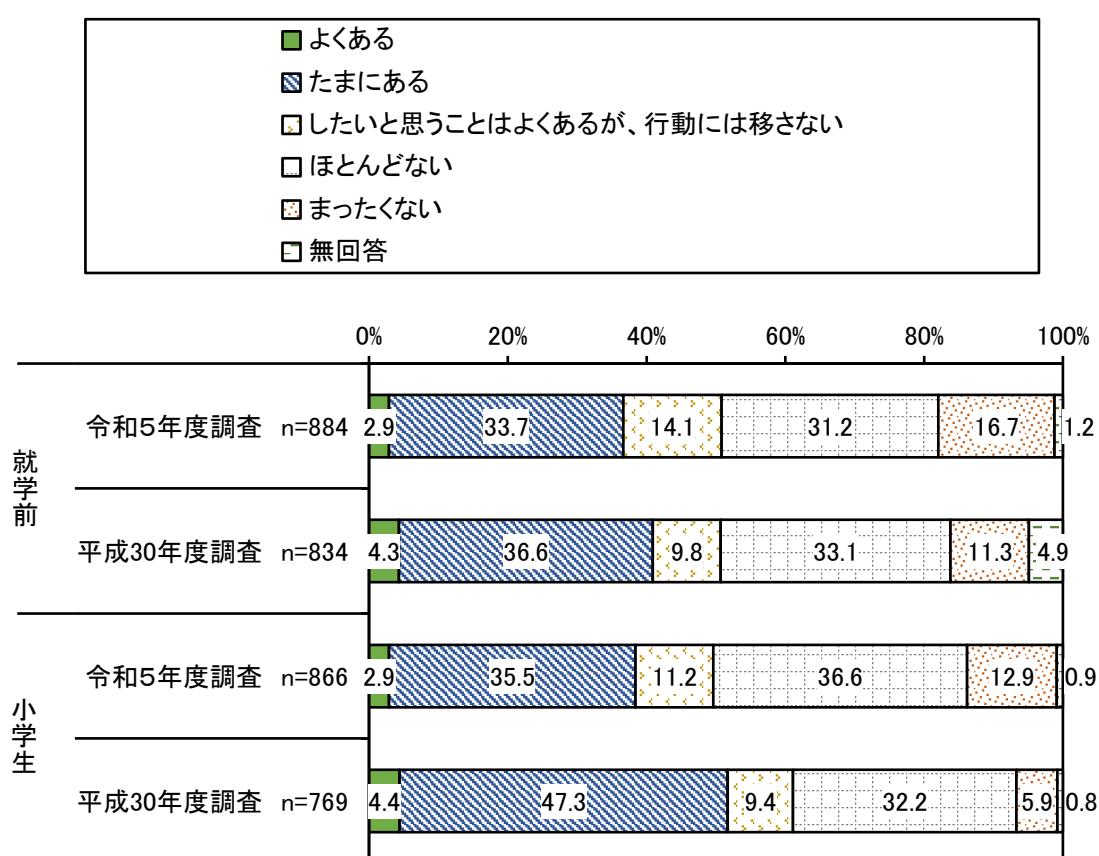
○子どもへの虐待について

子どもに対して、思わずたたいたり、子どもの心を傷つけてしまうような言動をしたり、子どもの相手や世話をしないことについて、就学前では、「よくある」と「たまにある」を合わせた『ある』の割合が36.6%、「したいと思うことはよくあるが、行動には移さない」の割合が14.1%、「ほとんどない」と「まったくない」を合わせた『ない』の割合が47.9%となっており、前回調査結果と比較すると、『ある』の割合が4.3ポイント減少しています。

小学生では、「よくある」と「たまにある」を合わせた『ある』の割合が38.4%、「したいと思うことはよくあるが、行動には移さない」の割合が11.2%、「ほとんどない」と「まったくない」を合わせた『ない』の割合が49.5%となっており、前回調査結果と比較すると、『ある』の割合が13.3ポイント減少しています。

就学前、小学生ともに、前回調査と比較して減少しているものの、子どもへの虐待につながる行動が『ある』保護者が4割程度いることがうかがえます（図表2-37）。

【図表2-37 子どもに対して、思わずたたいたり、子どもの心を傷つけてしまうような言動をしたり、子どもの相手や世話をしないこと】



○育児休暇について

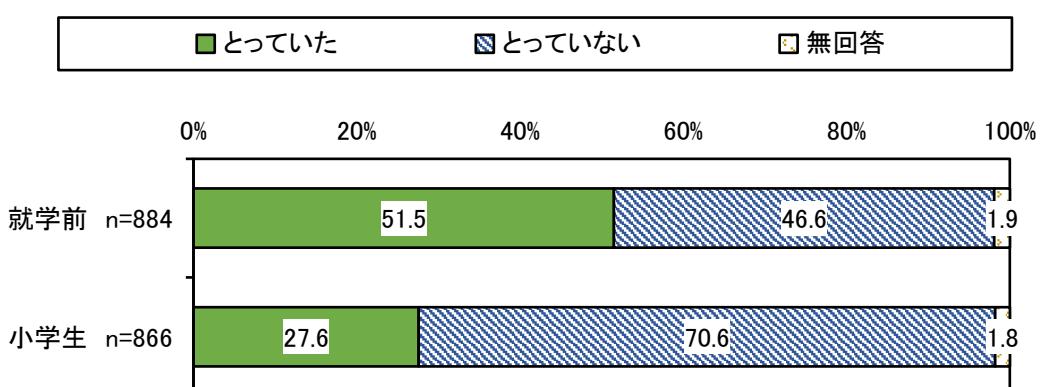
「自分」の育児休暇の取得について、就学前では、「とっていた」の割合が 51.5%、「とっていない」の割合が 46.6% となっています。小学生では、「とっていた」の割合が 27.6%、「とっていない」の割合が 70.6% となっています。

「自分以外」の育児休暇の取得について、就学前では、「とっていた」の割合が 20.2%、「とっていない」の割合が 72.3% となっています。小学生では、「とっていた」の割合が 7.9%、「とっていない」の割合が 78.5% となっています。

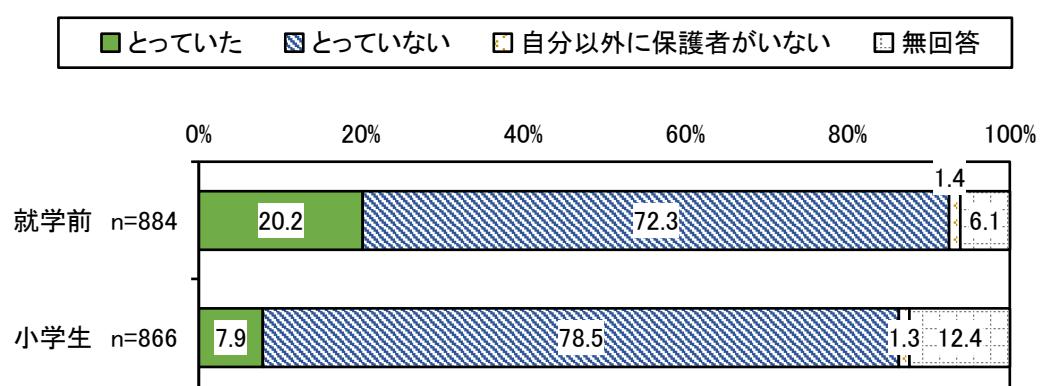
小学生に比べ、就学前で自分が育児休暇を「とっていた」と回答した人が多くなっています。小学生では、お子さんが就学前児童だった時に比べ、育児休暇に対する意識が変化していることがうかがえます（図表2-38）。

【図表2-38 お子さんが生まれてから今までの育児休暇の取得の有無】

◇自分



◇自分以外



4. データからみる本市の課題

(1) 女性の労働力率の上昇、就労している母親の増加

本市の女性の労働力率について、出産、育児の時期に当たる30歳代では、労働力率が低下し、育児が一段落してきた40歳代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっていますが、平成22年から令和2年にかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、働く女性が増えています。

また、就学前児童及び小学生保護者へのアンケート結果でも、就労している母親の割合が前回調査結果と比べて増加しています。さらに、就学前児童の就労していない母親の就労希望については、下の子の就園時、就学時と就学後の1年の間のタイミングに合わせて就労を考える親が多い傾向にあることがうかがえ、その時期については、「すぐにでも、若しくは1年内に働きたい」の割合が、前回調査結果と比べて増加していることから、働いていない母親の就労希望が強まっていると考えられます。

今後も、働く女性が増えることが予想されるため、仕事と子育ての両立に向けた取組を一層推進していくことが必要です。

(2) 少子化の状況

本市の年少人口について、令和3年度から減少を始めており、特に0～5歳の未就学児の減少が続いていることから、少子化が始まっています。

出生率についても平成30年以降は減少傾向にあり、今後も少子化の傾向が続いていくことが想定されます。

一方で、平成30年以降は本市への転入超過が続いております。

のことから、子どもを安心して生み育てられる環境の整備を推進し、転入者も含めた子育て世帯の支援の充実を図ることが必要です。

(3) 保育サービスのニーズへの対応

アンケート調査結果から、就学前に利用したい定期的な教育・保育事業は、「幼稚園」及び「認可保育所」が多く、特に「認可保育所」については前回調査結果と比べて割合が高くなっています。

0～5歳児が減少する一方で、働く女性の増加により、教育・保育事業の利用ニーズは高まっていることが考えられるため、保育サービスの一層の充実を図り、保護者のニーズに応えられるように取り組んでいくことが必要です。

(4) 妊娠・出産期の支援の充実

アンケート調査結果によると、母親の妊娠・出産期に利用した支援は、「妊婦健康診査」、「妊産婦歯科健康診査」、「産婦健康診査」が上位となっています。

また、妊娠・出産期に、あつたらよかったです、利用すればよかったです支援では、「産後ケア事業（訪問型・通所型・宿泊型）」の割合が最も高くなっています。

妊娠中や出産後間もない時期は、母親の心身が不安定な状況であることに加え、これから育児に対する大きな不安も抱えていることから、産前のサポートや産後ケアの充実を図ることが必要です。

(5) 放課後の過ごし方に関する利用ニーズへの対応

アンケート調査結果によると、小学校就学後の低学年時の放課後の過ごし方の希望について、「放課後児童クラブ〔児童クラブ・学童保育所〕」の割合が最も高く、次いで「自宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「放課後子ども教室」が続いています。

前回調査結果と比較すると、「放課後児童クラブ〔児童クラブ・学童保育所〕」や「放課後子ども教室」の割合が増加しており、放課後の子どもの預かり施設のニーズが高まっていることがうかがえます。

今後も引き続き、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携推進等、放課後の子どもを受け入れる体制の充実を図っていくことが必要です。

(6) 支援を必要とする子どもや家庭への対応

アンケート調査結果によると、子どもへの虐待につながる行動が『ある』保護者が4割程度いることがうかがえます。児童虐待の早期発見・防止を図るために、関係機関と密接な連携を図り、地域の中で予防、発見、再発防止、社会的自立に至るまでの支援・ケア体制を整備する必要があります。

また、障がいのある子どもや発達の遅れがある子どもとその家庭への支援として、医療機関、保育所・幼稚園、学校、相談支援事業所、障がいのある児童に関わる組織等のネットワークを構築し、切れ目のない療育支援体制の整備が必要です。

さらに、ひとり親家庭や生活困窮世帯への支援として、相談体制の充実を図るとともに、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援が必要です。



第3章 計画の基本理念等

第3章 計画の基本理念等

1. 基本理念

本計画は、子ども・子育て支援施策の充実に関する方向性を定めた事業計画です。

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保内容及び実施の時期を定め、切れ目のない支援による本市の子育て環境を充実していくとともに、本市に住むこどもたちの人権が尊重される、子どもの最善の利益が実現し、子どもが健やかに成長できるまちを目指します。

このため、本計画の推進にあたっては、前期計画の取組を継承・発展させつつも、子どもの健やかな成長にむけた取組や保護者への子育て支援といった各種施策を一層推進していくため、“子どもがすくすく育つまち ながくて”を新たな基本理念として定めます。

◆基本理念

**こどもがすくすく育つまち
ながくて**



2. 基本目標

本計画の基本理念である“こどもがすくすく育つまち ながくて”を実現するにあたって、以下の4項目を基本目標と定め、各種施策を推進していきます。

基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり

子どもの育ちに大きな役割を果たす幼稚園、保育所、認定こども園等には、すべての子どもの最善の利益を第一に考え、家庭での子どもの「育ち」と「学び」を補完し、次代を担う子どもに豊かな育ちと学びを提供していくことが求められています。また、核家族化の進行や女性の社会進出、高齢者雇用の増加等、社会環境の変化に伴い働く保護者が大きく増加している中で、保育・教育サービスへのニーズは年々高まっています。このような中、すべての子どもの健やかな育ちを実現するため、教育・保育の一体的提供を推進するとともに多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標2 子育て支援が充実したまちづくり

社会や経済環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育ての不安や孤立感が高まっている中、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため情報提供・相談体制の充実を図るとともに、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた支援の充実を図ります。

基本目標3 安心して子どもを生み育てられるまちづくり

子どもを生み育てようとする親や子育てを行っている親が、不安や負担感を軽減させるよう様々な支援を行うことが必要です。

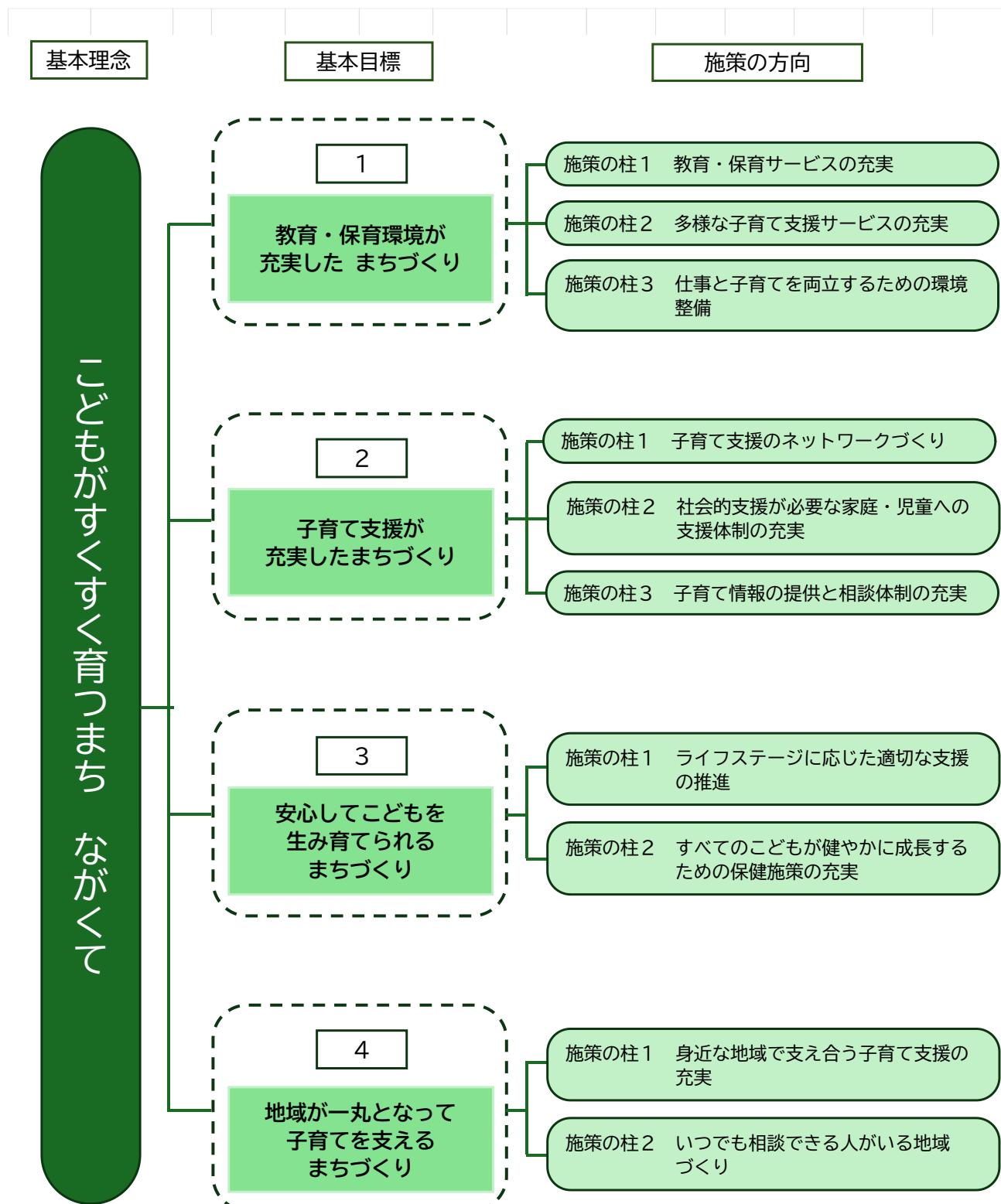
特に、子どもを安心して生み育てられる環境の整備のため、親子の健康支援や相談支援体制の充実、同じ悩みを持つ親同士の交流の場の充実等、安心して子育てができ、本市で暮らし続けることができるよう多様な支援を実施します。

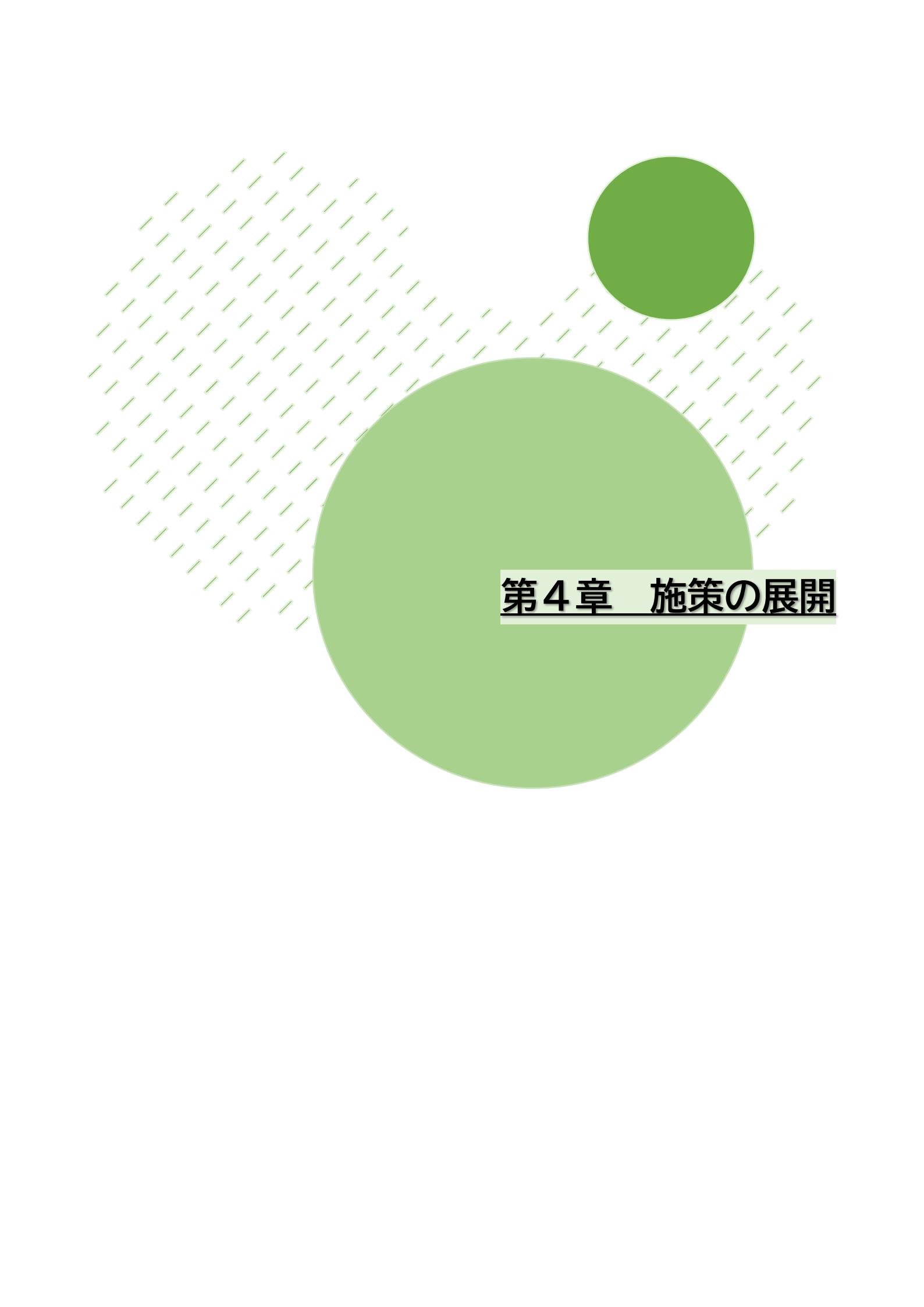
基本目標4 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり

核家族化の進展や地域の繋がりの希薄化により、高齢者や近隣の住民等から日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。このような状況の中、本来地域で担っていた役割を取り戻し互いに助け合うことで、一丸となって子育て世帯を支援する環境づくりに取り組みます。

3. 施策の体系

【図表3－1：施策体系】





第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

◆「令和5年度 実績」「令和11年度 目標」について

各基本施策に関連する事業の、実績値、目標値を掲載しています。これらの事業については、必要性、効率性などについて、毎年度検証し、必要に応じて、事業の見直しを行っていきます。

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
1	保育所の受け入れの実施	○市内にある保育所（認可保育所・地域型保育事業所）等社会資源や待機児童数等に留意しつつ、適切な保育を引き続き実施するとともに、民間資源の活用等により、よりよい保育環境の整備を推進します。 ○建物の老朽化により令和8年度末で長湫東保育園を閉園し、跡地については今後の保育需要等を踏まえ検討します。	市内保育所利用定員数 1,742人	市内保育所利用定員数 1,798人	子ども未来課

目標値の設定については、過去5年間の実績、人口推計等を参考にし、設定しています。

基本目標1 教育・保育環境が充実したまちづくり

施策の柱1 教育・保育サービスの充実

教育・保育ニーズの高まりに対応するため、教育・保育施設の提供体制を確保し、保育・教育施設の良好な環境、機能等の強化を支援します。

（1）教育・保育サービスの量的拡充

女性の就労率の上昇等による保育ニーズの高まり等に対応していくため、事業所内保育、小規模保育等の地域型保育事業を進め、教育・保育サービスを拡充します。

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
1	保育所の受け入れの実施	○市内にある保育所（認可保育所・地域型保育事業所）等社会資源や待機児童数等に留意しつつ、適切な保育を引き続き実施するとともに、民間資源の活用等により、よりよい保育環境の整備を推進します。 ○建物の老朽化により令和8年度末で長湫東保育園を閉園し、跡地については今後の保育需要等を踏まえ検討します。	市内保育所利用定員数 1,742人	市内保育所利用定員数 1,798人	子ども未来課
2	認定こども園への移行の案内	○幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園に関して、市内事業者に対して意向を確認します。	対象施設数 19施設	対象施設数 20施設	子ども未来課

(2) 教育・保育サービスの質の向上

保護者が、教育・保育サービスを利用できる体制を整備するとともに、子どもの最善の利益を尊重し、安心して預けることができる環境を整備することが必要不可欠です。民間運営者への支援や保育士の研修などを通して、保護者と子どもが安心・安全に教育・保育サービスを利用する取組を進めます。

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
3	民営保育施設に対する補助	○民営保育園が実施する一時保育や休日保育等の事業の実施に対して、事業費を補助します。 ○3歳未満児の受け皿として機能する地域型保育施設が継続的かつ安定的に事業を運営できるよう、地域型保育事業の運営費を補助します。	対象施設数 11施設	対象施設数 14施設	子ども 未来課
4	幼稚園運営に対する補助	○市内の幼稚園が継続的かつ安定的に運営できるよう、幼稚園の運営費を補助します。	対象施設数 3施設	対象施設数 3施設	子ども 未来課
5	保育士研修への参加	○保育の質の向上のため、愛知県等が実施する研修等に参加します。 ○本市独自の研修を実施し、公営・民営を問わず保育士の参加を呼びかけます。	本市独自の 研修への 延べ参加者数 526人	本市独自の 研修への 延べ参加者数 550人	子ども 未来課
6	1歳児保育事業の保育士配置の充実	○保育士1人が保育する1歳児の人数について、国基準（1歳児6人にに対し保育士1人）に対して独自の基準（1歳児4人にに対し保育士1人）を設け、保育の質を確保します。	実施施設数 7施設	実施施設数 6施設	子ども 未来課
7	保育所の自園調理の実施	○公立保育園の自園調理を実施します。	園内調理 の実施	実施	子ども 未来課
8	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の実施	○保育の受け皿を拡大するため、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営について相談・助言等のサポートを行います。	—	相談・サポート 件数 1件	子ども 未来課
9	子どもの権利を尊重した保育の実施	○保育所保育指針に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行います。 ○国のガイドライン等を参考に子どもの権利や気持ちを尊重した保育の実施に関するマニュアルや定期的なセルフチェック、研修等の実施を通じて、保育所職員としての倫理観・人間性を高め、資質を向上します。	研修への 参加者数 延べ556人	研修への 参加者数 延べ600人	子ども 未来課

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
10	育休退園制度廃止の拡大	○育休退園の廃止について段階的に検討していきます。	—	2歳児の育休退園制度廃止を実施（R7年度から実施）	子ども未来課

(3) 教育・保育サービス利用者等の負担軽減

教育・保育サービスの利用者等の所得等に応じた支援をします。

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
11	保育料の軽減	○市独自で、愛知県の補助事業に基づく第三子保育料無料化事業を継続し、保育料を軽減します。	軽減実人数 20人	軽減実人数 18人	子ども未来課
12	児童クラブ利用料の軽減	○生活保護受給家庭や低所得家庭等に対して利用料の減免制度を継続し、児童クラブ利用料の負担を軽減します。	実施	対象に市町村民税が非課税世帯を追加及びきょうだい割を実施（R6年度から実施）	子ども未来課
13	認可外保育施設利用者への支援	○認可外保育施設に通所する0歳児から2歳児までの児童の保護者に対して保育料を助成します。	助成実人数 32人	助成実人数 32人	子ども未来課
14	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	○世帯の所得状況などに応じて、市が定める基準に基づき、保育所や地域型保育施設の利用に係る、日用品や文房具、物品の購入、行事への参加に必要な費用を軽減します。また、子ども・子育て支援事業に未移行の幼稚園等に係る副食費についても、市が定める基準等に基づき費用を助成します。	助成件数 192件	助成件数 147件	子ども未来課
15	多様な集団活動事業の利用支援事業	○多様な集団活動事業を利用する児童の施設等利用料を軽減します。	軽減件数 2件	軽減件数 2件	子ども未来課

(4) 放課後のこどもの居場所づくり

就学前に保育サービスを利用していた子どもが、小学校に入学した際に放課後の居場所が無くなることがないよう、また、子どもたちの安心・安全な居場所を確保するため、児童館、児童クラブ、学童保育所、放課後子ども教室等を活用し、放課後児童対策の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
16	放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）の拡充、放課後子ども教室の体制見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、校内交流型を基本として放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に取り組みます。 ○学童保育所について、継続的かつ安定的に事業を運営できるよう運営主体である保護者会と定期的に意見交換を行い、運営面での課題を共有し、支援を行います。 ○放課後子ども教室事業本来の目的である、地域住民の参画を得て、体験活動や交流活動等の取組を促進するため、学校と地域との連携を推進します。 	受入れ定員数 1,073人（児童クラブ701人+学童保育所372人） 一体型運営実施校区 3校区 ※令和6年度から「校内交流型運営実施校区」に名称変更。	受入れ定員数 1,165人（児童クラブ726人+学童保育所439人） 校内交流型運営実施校区 6校区	子ども未来課
17	児童館等の改修	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の老朽化が進む交通児童遊園について、遊具、交通安全機器の更新を行います。 	—	対象施設 1施設	子ども未来課
18	児童館事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における子どもたちの交流の場として、子どもたちを健全に育成するため、地域住民との交流や、乳幼児の親子を対象にした取組みなどを積極的に実施します。 ○定期的に児童館ガイドラインの見直しを行い、利用者のニーズに沿った児童館運営ができるよう、児童館運営の改善を行います。 	年間利用者数 延べ75,567人	年間利用者数 延べ79,000人	子ども未来課

施策の柱2 多様な子育て支援サービスの充実

すべての子どもの幸せを第一に考えるとともに、働きたいと考えている保護者や、働きながら子育てをしている保護者のニーズをとらえ、必要に応じたサービスを利用することができるよう、多様な子育て支援サービスの充実に取り組み、安心して子育てができる環境を整備します。

選択肢を増やす多様なサービスの充実

働きたいと考えている保護者や、働きながら子育てをしている保護者のニーズに柔軟に対応するとともに、すべての子どもの幸せを第一に考え、多様な保育サービスを提供します。

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
19	延長保育事業 の実施	○多様なニーズへの対応として保育園 1か所で午前7時から、9か所で午後 7時まで、2か所で午後7時半まで保 育を実施します。	延長保育 実施か所数 9か所	延長保育 実施か所数 11か所	子ども 未来課
20	土曜日保育の 実施	○多様なニーズに対応するため、保育園 11か所で午後6時まで、1か所で午後 7時まで、2か所で午後7時半まで保 育を実施します。	土曜日保育 実施か所数 12か所	土曜日保育 実施か所数 14か所	子ども 未来課
21	病児・病後児 保育事業の実 施	○保護者の就労等により家庭で保育を行 うことが困難な場合に、病気や病気の回復期にある児童の保育を行います。現在の病児・病後児保育2施設の実施を継続します。	実施施設数 2施設	実施施設数 2施設	子ども 未来課
22	休日保育の実 施	○就労の多様化に伴い、働きながら子育 てをしている保護者の保育ニーズに 対応するため、民間保育園で休日保育 を実施します。	実施施設数 1施設	実施施設数 2施設	子ども 未来課
23	一時預かり事 業の充実（一 時保育）	○保育園8園で事業を実施します。 ○多様なニーズに対応するため、実施を 希望する保育所でリフレッシュ利用 を開始します。	実施施設数 6施設	実施施設数 8施設 (うち、リフレ ッシュ利用 2施設)	子ども 未来課
24	乳児等通園支 援事業（こど も誰でも通園 制度）	○乳児又は幼児であって満3歳未満の もの（保育所に入所しているもの等は 除く）に適切な遊び及び生活の場を与 えるとともに、子育てについての情報 の提供、助言その他の援助を行いま す。	—	利用定員数 0歳児 37人 1歳児 80人 2歳児 67人	子ども 未来課

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
25	出産祝い事業の実施	○交流都市宣言をしている南木曽町との地域間交流事業である出産祝い事業を継続し、木曽の木材を使用した出産祝い品を配布します。	配布件数 454 件	配布件数 436 件	子ども 未来課
26	子育て短期支援事業の実施	○児童を養育している家庭の保護者が病気や出産、看護、事故、災害、その他の理由により、家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設において一時的に児童を預かる事業です。現在、児童養護施設2か所、乳児院1か所で対応します。	利用者数 延べ 91 人	利用者数 延べ 24 人	子ども 家庭課
27	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施	○地域の中で、安心して子育てができるよう、子育てのお手伝いをしてほしい人(依頼会員)とお手伝いをしたい人(援助会員)が会員となり、行う相互援助活動です。	活動件数 1,524 件	活動件数 1,349 件	子ども 家庭課
28	産休明け保育の実施	○多様なニーズに対応するため、産後57日目からの産休明け保育を保育園4園で実施します。	実施施設数 4 施設	実施施設数 4 施設	子ども 未来課
29	子どもの預かり事業の実施	○満1歳から就学前までの児童の保護者の医療機関の受診や短時間の就労、買い物、小休止、気分転換等の目的で短時間、一時的に預かる事業です。	預かり児童数 延べ 1,603 人	預かり児童数 延べ 1,199 人	子ども 家庭課
30	地域子育て支援拠点事業の実施	○地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報共有のほか、子どもの発達、子どもへの接し方や遊び方、幼児食などの育児講座や保護者同士の交流の場を提供します。	年間 入館者数 延べ 7,959 人	年間 入館者数 延べ 24,960 人	子ども 家庭課
(再掲)	児童館事業の実施	○地域におけるこどもたちの交流の場として、こどもたちを健全に育成するため、地域住民との交流や、乳幼児の親子を対象にした取組みなどを積極的に実施します。 ○定期的に児童館ガイドラインの見直しを行い、利用者のニーズに沿った児童館運営ができるよう、児童館運営の改善を行います。	年間利用者数 延べ 75,567 人	年間利用者数 延べ 79,000 人	子ども 未来課

施策の柱3 仕事と子育てを両立するための環境整備

夫婦共働き世帯の増加や男性の長時間労働の傾向が続く中、子育てを行う親が性別に関わりなく家庭と仕事を両立しやすい環境づくりを推進することが求められています。このことについて市民一人ひとりが理解を深めることができるように、広報紙・ホームページ、講座を通じた周知、広報及び啓発等を行います。

男女が共に子育てに参加することへの支援

男女が共に子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るため、広報紙・ホームページ等によりワーク・ライフ・バランスについて周知、広報を行うとともに、父親の育児参加に関する講座の開催等による啓発を行います。これらの施策は、第4次長久手市男女共同参画基本計画に基づいて推進します。

No.	事業名	事業内容	令和5年度実績	令和11年度目標	担当課
31	男性の育児参加の推進	○育児・介護休業制度等について親子母子健康手帳交付時に周知・広報を行うほか、パパママ教室等で男性の育児参加について啓発を行います。	親子母子健康手帳交付人数 509人	親子母子健康手帳交付人数 484人	子ども家庭課
32	男女共同参画の推進	○第4次長久手市男女共同参画基本計画（女性活躍推進計画、DV防止基本計画を含む）を踏まえ、男女共同参画審議会による評価・提案等に基づき、同計画に基づく施策を実施します。	男女共同参画推進部会開催数1回	男女共同参画推進部会開催数1回	子ども家庭課、観光商工課

基本目標2 子育て支援が充実したまちづくり

施策の柱1 子育て支援のネットワークづくり

身近な地域で子どもの健やかな成長を支援するためには、教育・保育施設やサービスを充実させるほか、行政が十分に手を差し伸べることができないニーズに対しては、共助による支援が必要不可欠です。このため、地域資源を活用した子育て支援情報の提供や、自主的な子育てグループによる活動を促進し、これらの連携・交流の促進と情報の共有化等、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

子育て支援のネットワークづくりの推進

地域子育て支援拠点事業による親子の交流の場及び子育て支援情報の提供、関係機関や子育て支援活動を行っているグループとの交流・支援のほか、ネットワークづくりのための機能を強化します。

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
(再掲)	地域子育て支援拠点事業の実施	○地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報共有のほか、子どもの発達、子どもへの接し方や遊び方、幼児食などの育児講座や保護者同士の交流の場を提供します。	年間 入館者数 延べ 7,959 人	年間 入館者数 延べ 24,960 人	子ども家庭課
33	子育てサークルやこども食堂の運営支援	○団体等の活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう、活動場所の提供等の支援を行います。 ○子ども食堂の運営支援を行います。	-	子ども食堂の運営支援団体数 1 団体	子ども未来課、 子ども家庭課
34	親子関係形成支援事業	○児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につける研修等を通して、親子の関係づくりをサポートします。	-	参加者数 10 人	子ども家庭課

施策の柱2 社会的支援が必要な家庭・児童への支援体制の充実

社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族に対しては、身近な地域において適切な支援措置を講じ、一人ひとりのこどもの健やかな育ちを等しく保障する必要があります。このため、児童虐待防止のための施策、ひとり親家庭及び貧困の状態にあるこどもとその家庭への支援の充実を図ります。

(1) 児童虐待防止対策及び権利擁護の推進

家庭児童相談室を中心に児童虐待の早期発見・防止を図るため、関係機関と密接な連携を図り、地域の中で予防、発見、再発防止、社会的自立に至るまでの支援・ケア体制の整備に取り組みます。また、合わせてDV防止対策の充実を図ります。

児童虐待は子どもの権利の侵害であり、子どもの権利の擁護は社会全体で取り組むべき課題です。子どもの最善の利益を実現するため、すべての子どもの権利が侵害されることなく、子どもの主体性を尊重する社会を目指します。

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
35	家庭児童相談の充実	○相談員の配置、質的向上を行うなど、体制を強化します。	相談件数 延べ 263 件	相談件数 延べ 240 件	子ども家庭課
36	要保護児童等に対する支援の連携	○要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)において関係機関と連携し、要保護児童等に対する支援を行います。	要保護児童対策地域協議会 代表者会議 開催数 1 回	要保護児童対策地域協議会 代表者会議 開催数 1 回	子ども家庭課
37	こども家庭センターの運営	○全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ 一体的に相談支援を行う機能を有する 機関として設置し、他機関と連携し、運営します。	-	設置数 1か所 (R6 年度から 設置)	子ども家庭課
38	DV防止対策の充実	○DV防止に関する広報・啓発活動を進めます。 ○関係職員の資質向上の推進、また中央児童・障害者相談センター、愛知県女性相談支援センター、警察等関係機関との連携強化を進めます。 ○早期発見のための体制整備及び相談体制の充実、対象者の自立支援を行います。	女性相談 実施回数 月 2 回	女性相談 実施回数 月 2 回	子ども家庭課
39	(仮称)長久手市こども条例の制定	○子どもの権利を保障し、こども施策を推進することを主たる目的とする「(仮称)長久手市こども条例」を制定します。	-	条例制定(令和8年度中に 制定予定)	子ども政策課

(2) こどもの貧困対策の推進

貧困は、こどもたちの生活や成長に様々な影響を及ぼすことが指摘されています。こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、「貧困の連鎖」を未然に防ぐため、相談体制の充実を図るとともに、教育、生活、保護者の就労及び経済的支援を行います。

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
40	貧困家庭への総合的な支援のための窓口強化及び相談体制の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当の現況届等の手続きの場を活用するほか関係機関と連携し、訪問等により困りごとの把握をします。 ○生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を自立支援員が行います。 ○世帯に応じた就労や子育て、生活全般について総合的な支援を関係機関と連携しながら、訪問相談や同行支援など適切に進められるよう人的強化等の体制整備を進めます。 	相談件数 17件	相談件数 20件	子ども家庭課
41	女性相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子家庭や寡婦・寡夫の方の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を行います。 	相談件数 延べ64件	相談件数 延べ60件	子ども家庭課
42	関係機関や地域住民と連携した支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て相談やDV相談、生活困窮等について、社会福祉協議会等の関係機関と連携します。 ○まちづくり協議会をはじめとした地域住民との連携を推進します。 	(連携) 個別ケース会議 開催数 9回	(連携) 個別ケース会議 開催数 10回	子ども家庭課
43	助産施設入所・母子生活支援施設入所措置事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○助産施設への入所措置を行い、出産に要する費用の一部または全部を支給します。 ○母子生活支援施設への入所措置を行い、母子の生活に要する費用の一部または全部を支給します。 	措置件数 0件	措置件数 (見込み) 1件	子ども家庭課
44	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭に対し、日常生活において生活援助や子育て支援が必要になった場合にヘルパーを派遣する事業です。現在、1か所のヘルパー事業所で対応可能です。 	利用件数 93件	利用件数 90件	子ども家庭課
45	母子・父子家庭福祉資金貸付事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○母子または父子家庭、寡婦家庭の生活や職業の安定と向上、児童の福祉増進を目的として、必要な資金の貸付を行います。 	相談件数 4件	相談件数 5件	子ども家庭課

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
46	遺児手当（愛知県・長久手市）の支給	○母子または父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、継続して遺児手当を支給します。	遺児手当受給者数 【愛知県】 137人 【長久手】 400人	遺児手当受給者数 【愛知県】 130人 【長久手】 400人	子ども家庭課
47	児童扶養手当の支給	○母子または父子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に継続して児童扶養手当を支給します。	受給者数 219人	受給者数 225人	子ども家庭課
48	児童手当の支給	○家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの児童の養育者に対して、児童手当を支給します。	受給者数 5,388人	受給者数 7,800人	子ども家庭課
49	子ども医療費の支給	○高校卒業までの児童等が病気などで病院等を受診したときに医療費の自己負担額を支給します。	受給者数 13,167人	受給者数 13,167人	保険医療課
50	母子・父子家庭医療費の支給	○母子または父子家庭等の18歳以下の児童等の母、父及び児童の医療費の自己負担額を支給します。	受給者数 611人	受給者数 611人	保険医療課
(再掲)	保育料の軽減	○育児・介護休業制度等について親子健康手帳交付時に周知・広報を行うほか、パパママ教室等で男性の育児参加について啓発を行います。	軽減実人数 20人	軽減実人数 18人	子ども未来課
(再掲)	児童クラブ利用料の軽減	○生活保護受給家庭や低所得家庭等に対して利用料の減免制度を継続し、児童クラブ利用料の負担を軽減します。	実施	対象に市町村民税が非課税世帯を追加及びきょうだい割を実施(R6年度から実施)	子ども未来課
51	生活困窮者自立支援事業の実施	○生活困窮者相談窓口「長久手市くらし・しごと・つながり支援センター」において、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困っている方が困窮状態から自立できるよう支援を行います。今期も継続して実施します。	学習支援 (中学生対象) 1か所、 生活・学習支援 (小学生対象) 4か所	学習支援 (中学生対象) 1か所、 生活・学習支援 (小学生対象) 4か所	福祉課、 子ども家庭課
52	生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	○ハローワークと連携して就業支援を実施します。	相談件数 17件	相談件数 15件	福祉課、 子ども家庭課

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
53	自立支援教育訓練給付金の実施	○ひとり親家庭の母または父が就職に役立つ技能や資格の取得のための各種講座の受講や、各種学校等の養成機関で修業する場合などに給付金を支給します。 ○経済的自立のために厚生労働省指定の職業能力開発講座を受講した場合に、給付金を支給します。	支給者数 1人	支給者数 1人	子ども家庭課
54	高等職業訓練促進給付金の実施	○ひとり親家庭の母または父が就職に役立つ技能や資格の取得のための各種講座の受講や、各種学校等の養成機関で修業する場合などに給付金を支給します。 ○就職に有利な資格取得と経済的自立のために6か月以上養成機関に在学した場合に、給付金を支給します。	支給者数 3人	支給者数 3人	子ども家庭課
55	就学援助費の支給	○経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	受給者数 339人	受給者数 330人	教育総務課
56	子どもの生活・学習支援の充実	○就学援助世帯、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や生活相談、生活習慣の習得を目的とした、子どもの生活・学習支援事業について、小学生を対象に実施します。 ○事業内容等については隨時検討しながら実施します。	生活・学習支援事業の実施箇所数 4か所	生活・学習支援事業の実施箇所数 4か所	子ども家庭課
57	貧困家庭への生活支援事業の充実	○現在は、年齢や学年が上がることにより必要になる経費やその時期、事前に行うべき準備に関する情報を提供する目的で、進学説明会や生涯設計等に関する講演会を開催します。 ○児童扶養手当現況届等の窓口の活用等によりひとり親家庭等のニーズを把握し、ニーズに応じた取組を展開します。	進路相談会実施回数 1回	進路相談会実施回数 1回	子ども家庭課
58	養育費履行確保事業の実施	○ひとり親等の家庭が経済的に安定した生活を送るために、取り決められた養育費を確実に受け取ることができるように、養育費に関する公正証書作成費用及び養育費保証契約保証料の補助をします。	補助件数 0件	補助件数 1件	子ども家庭課

施策の柱3 子育て情報の提供と相談体制の充実

子育てに対する保護者の心理的負担や不安を軽減し、子育てをより楽しく充実したものとするため、多様な子育て支援サービスを充実し、利用する保護者がそれぞれの状況に応じて適切なサービスを選ぶことができるよう、情報の提供と総合的な相談支援体制の充実を図ります。

利用者支援体制の充実

子育て支援サービスを利用者が自由に選択でき、適切に利用できるよう、様々な媒体を活用した情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容		令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
59	利用者支援事業の実施	基本型	○地域の身近な場所で相談対応を行う地域子育て相談事業を実施します。	—	相談件数 480件	子ども家庭課
		特定型	○子育て支援分野の子育てコンシェルジュが、相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	相談件数 【特定型】 423件	相談件数 【特定型】 533件	子ども未来課
		こども家庭センター型	○母子保健分野の母子保健コーディネーター、児童福祉分野の子ども家庭支援員などが、相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	相談件数 【母子保健型】 809件 ※令和6年度から こども家庭センター型に移行	相談件数 【こども家庭センター型】 1,238件	子ども家庭課
		妊婦等包括相談支援事業型	○妊娠中の負担軽減のため、妊娠届け出時にセルフプランの作成を支援します。	—	セルフプラン作成件数 484件	子ども家庭課
(再掲)	家庭児童相談の充実	○母子・父子家庭や寡婦・寡夫の方の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を行います。		相談件数 延べ263件	相談件数 延べ240件	子ども家庭課
60	子育て支援アプリや電子申請の導入	○アプリを活用して、子育て等に関する行政、関係団体のサービスの情報提供を行います。 ○子育てに関する様々な情報の提供について検討していきます。		きずなネット 配信件数 124件	きずなネット 配信件数 130件	子ども未来課、 子ども家庭課、 情報課
(再掲)	地域子育て支援拠点事業の実施	○DV防止に関する広報・啓発活動を今期も継続して進めます。 ○関係職員の資質向上の推進、また中央児童・障害者相談センター、愛知県女性相談支援センター、警察等関係機関との連携強化を進めます。 ○早期発見のための体制整備及び相談体制の充実、対象者の自立支援を行います。		年間 入館者数 延べ7,959人	年間 入館者数 延べ24,960人	子ども家庭課

基本目標3 安心してこどもを生み育てられるまちづくり

施策の柱1 ライフステージに応じた適切な支援の推進

妊娠から出産、育児などのライフステージに応じた多様な施策を実施します。

(1) 妊娠から産後の育児までの継続した支援体制の整備

妊娠から産後の育児まで切れ目ない一貫した支援を継続して展開するため、支援を必要とする妊産婦、乳児及びその家族が健全な妊娠、出産及びその後の育児に取り組むことができるよう、潜在的なニーズも踏まえ、身近な場所での相談体制を整えていきます。

また、母子保健分野、児童福祉分野、子育て支援分野の各面からの支援を提供するため、関係機関との連携を強化します。

産前・産後サポート事業の実施によるきめ細かな支援体制の整備を推進するとともに、関係機関と連携することで、地域資源を活かしながらこどもを生み育てやすい環境整備及び地域づくりを目指します。

No.	事業名	事業内容		令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
(再掲)	利用者支援事業の実施	基本型	○地域の身近な場所で相談対応を行う地域子育て相談事業を実施します。	—	相談件数 480 件	子ども家庭課
		特定型	○子育て支援分野の子育てコンシェルジュが、相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	相談件数 【特定型】 423 件	相談件数 【特定型】 533 件	子ども未来課
		こども家庭センター型	○母子保健分野の母子保健コーディネーター、児童福祉分野の子ども家庭支援員などが、相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	相談件数 【母子保健型】 809 件 ※令和6年度から こども家庭センター型に移行	相談件数 【こども家庭センター型】 1,238 件	子ども家庭課
		妊婦等包括相談支援事業型	○妊娠中の負担軽減のため、妊娠届け出時にセルフプランの作成を支援します。	—	セルフプラン 作成件数 484 件	子ども家庭課
61	こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)の実施	○生後3～4か月児健診の受診前の全乳児を対象とする、こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）で、育児に関する情報提供や相談を行います。	こんにちは赤ちゃん訪問件数 506 件	こんにちは赤ちゃん訪問件数 484 件	子ども家庭課	

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
62	養育支援訪問事業の実施	○養育支援訪問事業として、養育支援が特に必要であると判断した家庭に相談支援を行います。	養育支援相談件数 64件	養育支援相談件数 47件	子ども家庭課
63	産後ケア事業の実施	○産後に安心して母とその家族が育児に取り組めるように産後ケア事業を実施し、産後の支援を行います。	産後ケア事業 利用日数（延べ） 宿泊型 48日 通所型 2日 訪問型 3日	産後ケア事業 利用日数（延べ） 宿泊型 81日 通所型 50日 訪問型 14日	子ども家庭課
64	多胎妊婦、多胎育児家庭への支援の実施	○育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭を支援するため、保健師の相談支援を実施します。 ○親子（母子）健康手帳交付、こんにちは赤ちゃん訪問事業及び乳幼児健診等の活用により多胎妊婦や多胎育児家庭のニーズを把握し、事業を実施していきます。 ○多胎妊娠の妊婦健康診査の費用を助成します。	多胎妊婦・ 多胎育児家庭 向けサロンの 実施回数 4回	多胎妊婦・ 多胎育児家庭 向けサロンの 実施回数 4回	子ども家庭課
65	地域保健活動の実施	○保健師が児童館や図書館等の地域で身近に相談できる場所に出向き、子育て世代の市民と直接対話することで、個人のニーズや地域のニーズを把握し、関係機関と連携して問題解決を目指した活動を実施します。	まちの 保健師の 実施回数 245回	まちの 保健師の 実施回数 200回	子ども家庭課、 健康推進課
66	妊婦のための支援給付事業の実施	○妊婦のための支援給付を実施します。	—	給付対象件数 484件	子ども家庭課
67	子育て世帯訪問支援事業の実施	○養育支援が必要な方に家事育児援助を実施します。 ○産前・産後サポーター派遣事業を実施します。	養育支援が 必要な方への家事 育児支援件数 0件、 産前・産後 サポーター 利用実人数 16人	養育支援が 必要な方への家事 育児支援件数 1件、 産前・産後 サポーター 利用実人数 18人	子ども家庭課

(2) 妊産婦及び乳幼児への啓発・相談事業の充実

すべてのことともとその家族が健康に過ごすことができるよう、妊産婦、乳幼児の保護者や子どもに関わる家族全体への啓発活動の充実を図ります。

また、支援が必要な対象者への個別対応としては、訪問等の取組をはじめとした切れ目のない支援を目指します。

さらに、多様な場所に保健師が出向き、妊産婦や乳幼児の保護者が気軽に相談できる環境を整え、子育て家庭に寄り添う支援を行います。

No.	事業名	事業内容		令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
68	健康教育(各種教室)の実施	○妊婦やそのパートナーを対象とした「パパママ教室」、父親、母親等を対象とした「育児教室」等で、情報提供を行い、保護者の交流の場を提供します。		パパママ教室の実施回数 30回	パパママ教室の実施回数 30回	子ども家庭課
69	健康相談(各種相談)の実施	○気軽に相談できる場所や場面の確保に努め、月齢や年齢に応じた育児や子どもの発達について相談しやすい環境を整備します。		のびのび計測 実施回数 25回	のびのび計測 実施回数 25回	子ども家庭課
(再掲)	こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)の実施	○生後3~4か月児健診の受診前の全乳児を対象とする、こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)で、育児に関する情報提供や相談を行います。		こんにちは赤ちゃん訪問件数 506件	こんにちは赤ちゃん訪問件数 484件	子ども家庭課
(再掲)	地域保健活動の実施	○保健師が児童館や図書館等の地域で身近に相談できる場所に出向き、子育て世代の市民と直接対話することで、個人のニーズや地域のニーズを把握し、関係機関と連携して問題解決を目指した活動を実施します。		まちの保健師の実施回数 245回	まちの保健師の実施回数 200回	子ども家庭課、健康推進課
(再掲)	利用者支援事業の実施	基本型	○地域の身近な場所で相談対応を行う地域子育て相談事業を実施します。		—	相談件数 480件
		特定型	○子育て支援分野の子育てコンシェルジュが、相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。		相談件数 【特定型】 423件	相談件数 【特定型】 533件
		こども家庭センター型	○母子保健分野の母子保健コーディネーター、児童福祉分野の子ども家庭支援員等が、相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。		相談件数 【母子保健型】 809件 ※令和6年度から こども家庭センター型に移行	相談件数 【こども家庭センター型】 1,238件
		妊婦等包括相談支援事業型	○妊娠中の負担軽減のため、妊娠届け出時にセルフプランの作成を支援します。		—	セルフプラン作成件数 484件

施策の柱2 すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実

子育てのどの時期においても健やかな発達が促進できるように、時期に応じた健診等の保健施策及び障がいのある児童への支援施策の充実を図ります。

(1) 健全な妊婦への啓発の促進

これから生み育てる世代となる思春期の中学生等に対して、妊娠・出産の正しい知識や命の尊さの啓発をすることで、望まない妊娠を防止します。

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
70	思春期保健の実施	○これから生み育てる世代となる中学生等を対象に、望まない妊娠を防止するため、妊娠・出産の正しい知識の啓発、命の尊さについての理解を深めることを目的に命の学習を行います。	命の学習の実施回数 2回	命の学習の実施回数 3回	子ども家庭課、教育総務課

(2) 妊産婦及び乳幼児の健全な発達への支援

妊娠婦の健康診査を行うことで、発育や発達の確認をします。質の高い健康診査の実施を目指し、健診の精度や受診率の向上、対象者が受診しやすい健診の環境を整備します。また、健診後は状況に応じた適切な支援を行います。

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
71	妊娠婦健康診査費用の一部公費負担の実施	○妊娠初期から産後の母体の健康管理を目的に、妊娠婦健康診査の費用を一部公費負担とし、定期的に医療機関で健診を受診しやすい体制を整備します。	妊娠婦健康診査対象人数 509人	妊娠婦健康診査対象人数 484人	子ども家庭課
72	乳幼児健康診査・相談等の実施	○定期的に子どもの発達を確認して、疾病の早期発見や早期治療へつなげることを目的として、3～4か月児、10～11か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児、5歳児等を対象とした健康診査・健康相談を実施します。その他、乳児健診を医療機関で受診する費用及び新生児聴覚検査を受診する費用を一部公費負担とし、月齢に対応した健診を実施します。 ○発達等が心配な子どもに対しては経過を確認し、保護者には必要な情報提供や相談等の支援を行います。乳幼児健診・相談では、育児状況や保護者の不安を把握するとともに、育児不安に早期に対応して虐待を予防します。	乳幼児健康診査対象人数 509人	乳幼児健康診査対象人数 484人	子ども家庭課

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
73	歯科保健の実施	○妊娠中～産後1年未満、10～11か月、1歳6か月、2歳、3歳等の月齢や時期に応じた歯科健診、フッ素塗布、健康教育を行います。 ○かかりつけ医での定期的な歯科健診を勧奨していきます。	2歳歯科 健康診査受診率 77.1%	2歳歯科 健康診査受診率 80.0%	子ども 家庭課
74	未熟児養育医療費用給付の実施	○未熟児の養育に必要な医療の給付を行います。	未熟児養育医療 新規申請者数 19人	未熟児養育医療 新規申請者数 20人	子ども 家庭課
75	子どもの予防接種事業の実施	○重症化の恐れがある感染症の発生及び蔓延を予防するために予防接種を実施します。	2歳時点での 麻しん風しん 接種率 97.6%	2歳時点での 麻しん風しん 接種率 98.0%	子ども 家庭課

(3) 障がいのある児童とその家族への支援の充実

障がいのある児童とその家族が、身近な地域で安心して過ごせるよう、医療機関、保育所・幼稚園、学校、相談支援事業所等、障がいのある児童に関わる組織のネットワークを構築し、切れ目のない療育支援体制を整備します。

また、就学前の児童が地域で必要な療育を受けられる機会を確保するため、児童発達支援センターを運営します。

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
76	障がい者自立支援協議会等を活用した支援体制の構築	○長久手市障がい者自立支援協議会で、障がいのある児童を取り巻く環境の現状把握と支援体制の強化を進めます。 ○市内通所事業所を対象に、サービスの質の向上、事業所間の情報共有を目的に講習会等を開催します。 ○これらについては、障がい福祉施策及び子ども・子育て支援施策にも反映させていきます。	長久手市 障がい者自立 支援協議会 開催数 2回	長久手市 障がい者自立 支援協議会 開催数 2回	子ども 家庭課

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
77	発達相談業務及び療育支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○小児精神科医や公認心理師等が発達の専門相談と発達確認をします。 ○発達確認の結果説明と合わせて、その後必要な支援やサービスについて案内します。 ○発達が気になる児童の早期発見・早期アセスメントや家族を含めた包括的な支援を行います。また、重症心身障がい児、医療的ケア児も含め、関係機関との連絡調整を担います。 ○課題解決のため、必要に応じて関係機関による検討会議を開催し、長久手市障がい者自立支援協議会と連携しつつ、こどもを取り巻く様々な課題に対して多機関で対応します。 	関係機関と連携して支援した件数 82件	関係機関と連携して支援した件数 80件	子ども家庭課
78	巡回相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもの発達相談室の相談員等が、市内の保育所・幼稚園、学校等関係機関への巡回相談を実施します。 ○障害児通所支援の一つである、保育所等訪問支援とは別の位置付けとし、関係機関の職員や保護者からの相談に対応するほか、障がいのある児童の早期発見、早期対応のための助言等を行います。 	巡回相談実施回数 9回	巡回相談実施回数 10回	子ども家庭課
79	児童発達支援センターの運営	○就学前児童への法定の療育プログラムである児童発達支援等を行い、障がいのある児童が身近な地域で安心して療育を受けることができる体制を担います。	1日あたりの受け入れ人数 19.9人	1日あたりの受け入れ人数 20人	子ども家庭課
80	障がい児保育の実施	○3歳児クラス以上の保育を行うすべての保育園で、障がい児保育を実施しています。今後も地域の保育園で事業を継続します。	実施施設数 10施設	実施施設数 12施設	子ども未来課
81	特別支援教育就学奨励費の支給	○特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況等に応じ、奨励費を支給します。	受給者数 60人	受給者数 60人	教育総務課

基本目標4 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり

施策の柱1 身近な地域で支え合う子育て支援の充実

すべての子どもの健やかな育ちを実現するためには、社会全体で支援していくことが必要です。このため、これまで身近な地域で担ってきた役割を推進し、互いに助け合うことで、子育て世帯に対して一丸となって支え合う地域社会づくりを進めます。

また、次代の親を育成する観点から、子どもを生み育てるものの意義や、子どもや家庭を持つことの重要性について理解を深めることが重要であることから、世代間交流を始め、親子の気づきを促す機会等の充実を図ります。

身近な地域で支え合う子育て支援の推進

地域の人々が子どもの育ちと子育て支援に対する関心と理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えていくため、多世代交流や世代間交流をはじめ、ボランティア活動を推進し、市民が主体となり活動できる環境をつくります。

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
82	ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の高齢者による保育活動の補助や保育所の環境整備のお手伝い等、今まで人生の中で培われたノウハウを活かして様々な活動のお手伝いをしていただき、多世代交流を図るとともに身近な地域で子育てを支え合う環境づくりを推進します。 ○地域の住民及び近隣の学生による児童館活動の補助や児童館の環境整備の手伝い等を通して児童及び幼児とその保護者との世代間交流を図るとともに地域で子育てを支え合う環境づくりを推進します。 	おたすけたい 登録人数 【保育園】 73人 【児童館】 53人	おたすけたい 登録人数 【保育園】 81人 【児童館】 80人	子ども未来課
83	保育所での野菜づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所や地域の畠で、地域の人の支援を受けながら、子どもたちと一緒に季節の野菜を育て、食することで、野菜の生長や収穫の喜び、食のありがたみを体験します。 	実施園数 6園	実施園数 5園	子ども未来課
84	子ども会への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども会活動に対して補助を行い、青少年の健全育成を推進します。また、児童館行事で実施した遊びを教えたる、子どもに接するための助言を行ったり、児童館を子ども会の活動場所として児童館を提供する等、子ども会の活動を支援します。 	補助対象 団体数 13団体	補助対象 団体数 13団体	子ども未来課

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
(再掲)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施	○地域の中で、安心して子育てができるよう、子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）とお手伝いをしたい人（援助会員）が会員となり、行う相互援助活動です。	活動件数 1,524 件	活動件数 1,349 件	子ども家庭課

施策の柱2 いつでも相談できる人がいる地域づくり

子育てに悩む保護者が気軽に話せる体制づくりを通じて、地域全体で子どもの成長を見守ります。

いつでも相談ができる人がいる地域づくりの推進

子育て支援センターのほか、地域共生ステーションや児童館、保育所等において、保護者同士が交流し、地域の人々との繋がりを持ちながら、身近な場所で相談できる体制をつくります。

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
85	保育所地域交流事業（たけのこクラブ）	○就園前の幼児と保護者を対象に、遊びの指導や園児との交流、子育て相談、保護者及びこども同士の交流の機会を提供することで、身近な地域における子育て支援サービスの充実のため、事業を継続します。	利用組数 延べ 107 組	利用組数 延べ 123 組	子ども未来課
86	幼児のじかんの実施	○未就学児と保護者を対象に、親子で触れ合う機会を提供し、子育ての楽しさや面白さを感じていただけるように、工作や手遊び、体操などを、児童館ごとで実施します。また、一部の開催については、子育て相談も合わせて実施します。	実施施設数 6 施設	実施施設数 6 施設	子ども未来課
87	保育園等の園開放の実施	○未就園児が保護者と共に保育園に来て遊ぶとともに、保育園の子どもたちの遊ぶ姿に触れられる機会を提供します。また、同じ年代の子どもの保護者が集まることで、保護者同士の交流の促進を行います。	実施施設数 12 施設	実施施設数 11 施設	子ども未来課
(再掲)	地域保健活動の実施	○保健師が児童館や図書館等の地域で身近に相談できる場所に出向き、子育て世代の市民と直接対話することで、個人のニーズや地域のニーズを把握し、関係機関と連携して問題解決を目指した活動を実施します。	まちの 保健師の 実施回数 245 回	まちの 保健師の 実施回数 200 回	子ども家庭課、健康推進課

No.	事業名	事業内容		令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
(再掲)	関係機関や地域住民と連携した支援の実施	○子育て相談やDV相談、生活困窮等について、社会福祉協議会等の関係機関と連携します。 ○まちづくり協議会をはじめとした地域住民との連携を推進します。		(連携) 個別ケース会議 開催数 9回	(連携) 個別ケース会議 開催数 10回	子ども家庭課
(再掲)	利用者支援事業の実施	基本型	○地域の身近な場所で相談対応を行う地域子育て相談事業を実施します。	-	相談件数 480件	子ども家庭課
		特定型	○子育て支援分野の子育てコンシェルジュが、相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	相談件数 【特定型】 423件	相談件数 【特定型】 533件	子ども未来課
		こども家庭センター型	○母子保健分野の母子保健コーディネーター、児童福祉分野の子ども家庭支援員などが、相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	相談支援 【母子保健型】 809件 ※令和6年度から こども家庭センター型に移行	相談支援 【こども家庭センター型】 1,238件	子ども家庭課
		妊婦等包括相談支援事業型	○妊娠中の負担軽減のため、妊娠届け出時にセルフプランの作成を支援します。	-	セルフプラン 作成件数 484件	子ども家庭課

◆ライフステージごとの主な支援について

妊娠期

乳幼児期

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

出産・育児支援

子育て支援

経済的な支援

相談支援

No25.出産祝い事業

No61.こんにちは赤ちゃん訪問

No62.養育支援訪問事業

No63.産後ケア事業

No64.多胎妊婦、多胎育児家庭への支援

No66.妊婦のための支援給付事業

No.72.乳幼児健康診査・相談等

No74.未熟児養育医療費用給付

No73.歯科保健

No1.保育所の受入れ、No80.障がい児保育

No19.延長保育事業、No20.土曜日保育、No22.休日保育、No28.産休明け保育

No21.病児・病後児保育事業

No23.一時預かり事業

No26.子育て短期支援事業

No29.子どもの預かり事業

No30.地域子育て支援拠点事業

No67.子育て世帯訪問支援事業

No79.児童発達支援センターの運営

No11.保育料の軽減

学齢期

青年期

7歳 8歳 9歳 10歳 11歳 12歳 13歳 14歳 15歳 16歳 17歳

No16.放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）

No18.児童館事業

No27.子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

No56.子どもの生活・学習支援

No57.貧困家庭への生活支援事業

No75.子どもの予防接種事業

No12.児童クラブ利用料の軽減

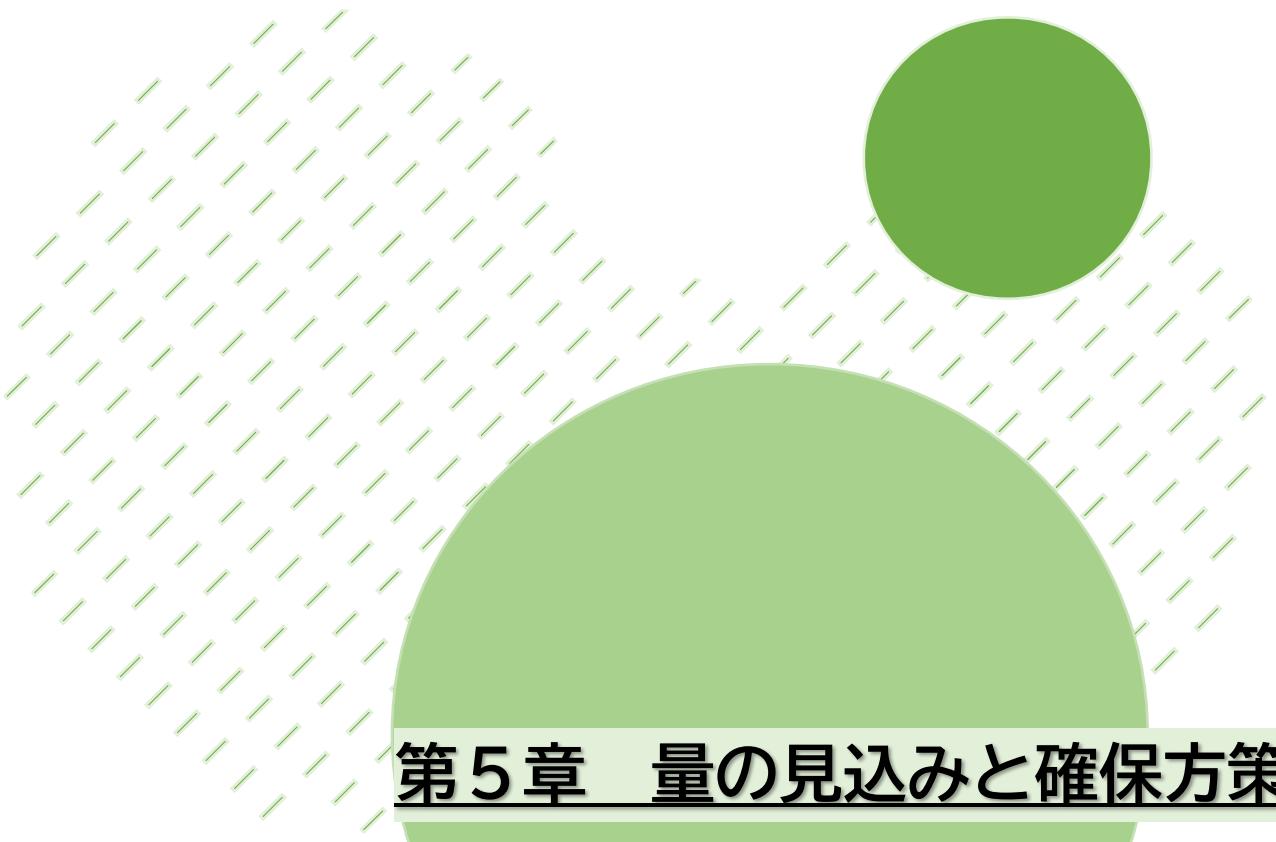
No49.子ども医療費の支給

No55.就学援助費の支給

No46.遺児手当（愛知県・長久手市）の支給

No47.児童扶養手当の支給、No48.児童手当の支給

No35.家庭児童相談、No41.女性相談事業、No59.利用者支援事業、
No65.子どものための地域保健活動、No77.発達相談業務及び療育支援



第5章 量の見込みと確保方策

第5章 量の見込みと確保方策

1 趣旨

本章においては、国が示す基本指針^{*}における「基本的記載事項」にあるとおり、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定のことです。

本市では、地域特性、各地区の教育・保育施設の整備状況を総合的に考慮し、市全域を教育・保育提供区域として定め、教育・保育サービスの量的な拡充と質を向上します。

ただし、放課後児童健全育成事業については小学校区での体制確保が重要であることから、小学校区を教育・保育提供区域として設定します。

3 「量の見込み」と「確保方策」

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応する提供量と実施時期)を定めることとなっています。

本市では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、令和5年度に実施したアンケート調査の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、認定区分で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

(事業毎の図表では、「量の見込み」を「見込み量」、「提供体制」を「提供量」と記載しております。)

(1) 教育・保育に関する施設

確保方策に関する施設は以下のとおりです（図表5－1）。

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれ、認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります（図表5－2）。

【図表5－1 教育・保育に関する施設】

施設	内容
幼稚園	3歳から小学校入学までのこどもに対して、園生活全体を通して総合的に教育を行う教育施設です。
保育所	0歳から小学校入学前までのこどもに対して、就労等のため家庭保育のできない保護者に代わり、保育を提供する児童福祉施設です。
認定こども園	0歳から小学校入学前までのこどもに対して、保護者の就労状況等により在園時間の異なる乳幼児を受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設です。地域の子育て支援の役割も担います。
地域型保育事業	原則として保育が必要な3歳未満のこどもを保育所より少人数の単位で、保育する事業です。 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります
認可外保育施設	児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設ですが、こどもを保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施しています。 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する企業主導型保育事業もこれにあたります。

【図表5－2 認定区分と提供施設】

認定区分		提供施設
1号認定	3歳から5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳から5歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号認定	0歳から2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業

量の見込みと確保方策を定める事業は、以下のとおりです（図表5－3）。

【図表5－3 地域子ども・子育て支援事業】

事業名	主な対象	事業の詳細
(1) 延長保育事業	保護者の就労などで保育が必要な未就学児	P70
(2) 放課後児童健全育成事業 (児童クラブ・学童保育所)	保護者の就労などで保育が必要な小学生	P71
(3) 子育て短期支援事業	家庭における養育が一時的に困難となったこども	P72
(4) 一時預かり事業	幼稚園型	幼稚園に通園する園児
	幼稚園型以外	未就学児
(5) 病児・病後児保育事業	病気又は、病気の回復期で保育が必要なこども	P73
(6) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	生後6か月から小学6年生までのこども	P74
(7) 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	未就学児がいる家庭	P74
(8) 利用者支援事業	子育てに関する相談支援が必要な家庭	P75
(9) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月頃までの乳児がいる家庭	P76
(10) 養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と判断等される家庭	P76
(11) 妊婦に対する健康診査	妊娠中の女性	P77
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	支給認定された家庭 (世帯の所得に応じた支援)	P77
(13) 子育て世帯訪問支援事業	妊娠婦家庭及び子育て家庭	P78
(14) 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等	P78
(15) 親子関係形成支援事業	親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている児童を養育する家庭	P78
(16) 産後ケア事業	宿泊型	市内に住所を有し、出産後4か月未満の母親とその乳児
	通所型	市内に住所を有し、出産後1歳未満の母親とその乳児
	訪問型	市内に住所を有し、出産後1歳未満の母親とその乳児

4 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保

(1) 教育ニーズ：1号認定

本市には、私立幼稚園（新制度未移行の幼稚園）が3園あります。
児童数の減少に伴い、1号認定は減少を続けていくと見込まれます。

【図表5－4 1号認定の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	1,116	1,073	1,044	1,015	997
他市町のこども ¹	140	140	140	140	140
② 提供量	1,116	1,073	1,044	1,015	997
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
新制度未移行幼稚園	566	523	494	465	447
他市町の施設 ²	550	550	550	550	550
差 (②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

- 市内の幼稚園が継続的かつ安定的に運営できるよう、引き続き幼稚園の運営費を補助します。
- 多様な保育ニーズに対応するため、今後も市内にある幼稚園をはじめとした関係施設等と連携して提供体制の確保に努めます。

(2) 保育ニーズ：2号認定

本市には、公立保育所が6園、私立保育所が7園、地域型保育施設が8園あります。
児童数の減少に伴い、2号認定は減少していくと見込まれます。

【図表5－5 2号認定の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	973	921	891	857	844
② 提供量	1,164	1,134	1,104	1,104	1,104
差 (②-①)	191	213	213	247	260

今後の方向性

- 市内にある保育所（認可保育所・地域型保育事業所）等社会資源や待機児童数等に留意しつつ、適切な保育を引き続き実施するとともに、民間資源の活用等により、よりよい保育環境の整備を推進します。
- 建物の老朽化により令和8年度末で長湫東保育園を閉園し、跡地については今後の保育需要等を踏まえ検討します。

1 他市町のこども：他市町から市内に通園することの人の人数（内訳：名古屋市90人、日進市50人）

2 他市町の施設：市内から他市町に通園することの人の人数（内訳：名古屋市320人、日進市150人、尾張旭市80人）

(3) 保育ニーズ：3号認定

本市には、公立保育所が6園、私立保育所が7園、地域型保育施設が8園あります。児童数は減少していますが、3号認定は0～2歳児いずれも増加していくと見込まれます。

【図表5－6－1 3号認定（0歳児）の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 見込み量	100	107	108	110	113
② 提供量	139	139	139	139	134
特定教育・保育施設	122	122	122	122	117
特定地域型保育事業	17	17	17	17	17
差 (②-①)	39	32	31	29	21

【図表5－6－2 3号認定（1歳児）の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 見込み量	239	233	250	256	263
② 提供量	258	258	258	258	263
特定教育・保育施設	215	215	215	215	220
特定地域型保育事業	43	43	43	43	43
差 (②-①)	19	25	8	2	0

【図表5－6－3 3号認定（2歳児）の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 見込み量	266	257	248	263	266
② 提供量	297	297	297	297	297
特定教育・保育施設	254	254	254	254	254
特定地域型保育事業	43	43	43	43	43
差 (②-①)	31	40	49	34	31

今後の方向性

- 市内にある保育所（認可保育所・地域型保育事業所）等社会資源や待機児童数等に留意しつつ、適切な保育を引き続き実施するとともに、民間資源の活用等により、よりよい保育環境の整備を推進します。
- 建物の老朽化により令和8年度末で長湫東保育園を閉園し、跡地については今後の保育需要等を踏まえ検討します。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 延長保育事業

就労時間等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合に認可保育施設において、保育時間を延長してこどもを預かる事業です。

本市では、公立保育所2園、私立保育所7園、地域型保育施設3園で実施しています。

【図表5－7 時間外保育事業の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 見込み量	257	242	233	227	222
② 提供量	257	242	233	227	222
差 (②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

多様な保育ニーズに対応するため、今後も市内にある保育施設と連携して提供体制の確保に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館、専用施設等を利用して適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【図表5－8－1 放課後児童健全育成事業の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 見込み量	1,131	1,119	1,082	1,039	997
長久手小学校区	161	158	156	146	143
西小学校区	160	166	165	166	166
東小学校区	173	178	178	187	184
北小学校区	270	269	262	248	243
南小学校区	142	132	121	109	94
市が洞小学校区	225	216	200	183	167
② 提供量	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165
長久手小学校区	174	174	174	174	174
西小学校区	150	150	150	150	150
東小学校区	180	180	180	180	180
北小学校区	230	230	230	230	230
南小学校区	191	191	191	191	191
市が洞小学校区	240	240	240	240	240
差 (②-①)	34	46	83	126	168

今後の方向性

放課後の居場所に関する事業については、利用ニーズが増加傾向かつ多様化しているため、今後も拡充していくとともに、学校施設の活用方法等について教育委員会等関係機関と協議・連携を進めていきます。

◆放課後児童対策パッケージに基づく数値計画について

【図表5－8－2 放課後児童対策パッケージに基づく数値計画】

単位：校

区分	現状値（令和6年度）	第3期計画（令和11年度）
放課後子ども教室	4	6
うち校内交流型	3	6

今後の方向性

これまでの放課後児童対策の取組をさらに進めるため、国において令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ」が策定されたことに伴い、学校施設の活用方法等について教育委員会等関係機関と協議・連携を進めていきます。

(3) 子育て短期支援事業

保護者の病気、その他の理由で、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一時的に養育する事業です。

本市においては、市内の児童養護施設1か所、市外の児童養護施設1か所、市外の乳児院1か所で実施しています。

【図表5－9 子育て短期支援事業の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 見込み量	55	55	55	55	55
② 提供量	55	55	55	55	55
差 (②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

今期も児童養護施設及び乳児院で連携し、継続して実施していきます。

(4) 一時預かり事業

① 幼稚園型の事業

幼稚園又は認定こども園で、主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を、教育時間の前後に当該幼稚園等において一時的に預かる事業です。

本市では、市内の幼稚園3園で実施しています。

【図表5－10－1 一時預かり事業（幼稚園型）の見込み量と提供量】

単位：回

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 見込み量	173	160	151	142	137
② 提供量	173	160	151	142	137
差 (②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

多様な保育ニーズに対応するため、今後も市内外幼稚園と連携して提供体制の確保に努めます。

②幼稚園型以外の事業

保育園等で主として保育園等に通っていない又は在籍していない乳幼児を対象に、保護者の就労や病気等で子どもを保育することができない場合に一時的に預かる事業です。

本市では、公立保育所4園、私立保育所3園で実施しています。

【図表5－10－2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の見込み量と提供量】 単位：回

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 見込み量	872	822	791	768	751
② 提供量	872	822	791	768	751
差（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

多様な保育ニーズに対応するため、今後も保育所と連携して提供体制の確保に努めます。

（5）病児・病後児保育事業

児童が病気時や病気の回復期に、保育所等に通えない児童の保護者が保育をできない場合に、児童を一時的に預かる事業です。

本市では、市内及び市外（名古屋市）計2か所の医療機関に併設した施設で実施しています。

【図表5－11 病児・病後児保育事業の見込み量と提供量】 単位：回

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 見込み量	602	567	545	530	518
② 提供量	602	567	545	530	518
差（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

多様な保育ニーズに対応するため、今後も各施設と連携して提供体制の確保に努めます。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と援助を行いたい方（援助会員）、依頼と援助を両方行う方（両方会員）での相互援助活動を行う事業です。

【図表5-12 子育て援助活動支援事業の見込み量と提供量】

単位：回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	1,570	1,531	1,476	1,408	1,349
未就学児	527	505	489	476	470
低学年	735	725	695	645	596
高学年	308	301	292	287	283
② 提供量	1,570	1,531	1,476	1,408	1,349
未就学児	527	505	489	476	470
低学年	735	725	695	645	596
高学年	308	301	292	287	283
差 (②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

利用者ニーズの把握を行い、適切に対応できるよう今後も事業を継続します。

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家族に対する育児相談や育児に関する情報共有のほか、子どもの発達や子どもへの接し方や遊び方、幼児食などの育児講座や保護者同士の交流の場の提供を行う事業です。

本市では、子育て支援センター1か所のほか、児童館6か所を類似施設として実施しています。

【図表5-13 地域子育て支援拠点事業の見込み量と提供量】

単位：回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	50,652	47,705	45,920	44,595	43,613
② 提供量	50,652	47,705	45,920	44,595	43,613
子育て支援センター 利用回数	24,960	24,960	24,960	24,960	24,960
児童館 利用回数	25,692	22,745	20,960	19,635	18,653
差 (②-①)	0	0	0	0	0
実施箇所数	子育て支援センター	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	児童館	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

今後の方向性

今後も児童館等の既存の公共施設等の資源を有効活用し、身近な地域で集まれる場で継続して展開します。

(8) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育・保健その他の子育てサービスを円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供等の支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

【図表5-14 利用者支援事業の見込み量と提供量】

単位：回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	2,890	3,089	3,109	3,260	3,273
基本型 ³	240	360	360	480	480
特定型 ⁴	490	500	510	522	533
こども家庭センター型 ⁵	1,163	1,188	1,213	1,238	1,238
妊婦等包括相談支援事業型 ⁶	997	1,041	1,026	1,020	1,022
② 提供量	2,890	3,089	3,109	3,260	3,273
基本型	240	360	360	480	480
特定型	490	500	510	522	533
こども家庭センター型	1,163	1,188	1,213	1,238	1,238
妊婦等包括相談支援事業型	997	1,041	1,026	1,020	1,022
差 (②-①)	0	0	0	0	0
実施箇所数	基本型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	特定型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	こども家庭センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	妊婦等包括相談支援事業型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

今後の方向性

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施するため、今後も情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関の連絡調整等を継続して実施します。

- 「基本型」として、市内子育て支援団体に委託して実施し、子育て支援サービスを円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供等を行う「地域子育て相談機関」を1か所設置します。
- 「特定型」として、保育事業を中心とした子育て支援分野の子育てコンシェルジュを配置します。
- 「こども家庭センター型」として、統括支援員、母子保健コーディネーター、子ども家庭支援員、保健師等を配置し、継続して対応していきます。
- 「妊婦等包括相談支援事業型」として、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで身近に相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。

3 基本型：子育て支援員等を配置。こども及び保護者が子育てに関わる支援事業などを円滑に利用できるよう相談窓口及び地域連携を推進するための取組を実施。

4 特定型：子育てコンシェルジュを配置。地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援など実施。

5 こども家庭センター型：統括支援員を配置、母子保健機能としては母子保健コーディネーター、保健師等を配置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施。児童福祉機能としては子ども家庭支援員、虐待対応専門員を配置し、子ども家庭支援全般に係る支援を実施。

6 妊婦等包括相談支援事業型：妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などを把握し、助言をする事業です。

本市では、3～4か月児健診受診前の全乳児を対象とした、助産師または保健師による家庭訪問を実施しています。

【図表5－15 乳児家庭全戸訪問事業の見込み量と提供量】

単位：件

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 見込み量	472	493	486	483	484
② 提供量	472	493	486	483	484
差 (②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

今後も全乳児に対して継続して実施し、子どもの養育状態の確認と育児相談による子育て不安の軽減を図ります。

(10) 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ等の問題により、子育てへの不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師が訪問し、養育に関する指導助言等をすることで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

本市では、様々な理由で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師が訪問し養育に関する指導助言等をしています。

【図表5－16 養育支援訪問事業の見込み量と提供量】

単位：件

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 見込み量	54	51	49	48	47
② 提供量	54	51	49	48	47
差 (②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

今後も引き続き養育に関する支援が必要と判断した家庭すべてに対して実施します。

(11) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康状態を把握し、疾病の早期発見及び早期治療に努め、妊婦の健康の保持増進をめざす事業です。

本市では、妊婦に対し14回分の健康診査受診票を交付し、診査については、県内医療機関に委託し実施しています。なお、県外医療機関、助産所については、償還払いにて対応しています。

【図表5-17 妊婦に対する健康診査の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	472	493	486	483	484
② 提供量	472	493	486	483	484
差(②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

今後も親子母子健康手帳を交付したすべての妊婦に受診票を配布し、健康診査の受診を奨励します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況などに応じて、市が定める基準に基づき、保育所や地域型保育施設の利用に係る費用負担を軽減する事業です。また、子ども・子育て支援事業に未移行の幼稚園に係る副食費についても、市が定める基準に基づき費用を助成します。

本市では、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用又は食事の提供にかかる副食材料費の実費徴収額に対して補助金を支給しています。

【図表5-18 実費徴収に係る補足給付を行う事業の見込み量と提供量】

単位：回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	170	160	154	150	147
② 提供量	170	160	154	150	147
差(②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

今後も児童の健やかな成長を支援するため、引き続き日用品等の補助を支給します。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、様々な理由で養育支援が必要となっている又は、ヤングケアラーのいる家庭に対しての家事育児支援及び、妊娠中や産後に身内の支援が受けられず、心身の不調、育児不安がある家庭に対して産前・産後サポート一を派遣します。

本市では、養育支援が必要な家庭への家事育児支援を2事業所に、産前・産後センター派遣を4事業所に委託して実施しています。

【図表5-19 子育て世帯訪問支援事業の見込み量と提供量】

単位：回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	398	398	398	398	398
② 提供量	398	398	398	398	398
差 (②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

今後も家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、訪問支援員が家事・育児等の支援を実施します。

(14) 児童育成支援拠点事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

今後の方向性

本市においては、引き続きニーズの把握に努め、事業の実施体制について検討していきます。

(15) 親子関係形成支援事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者を対象とし、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の研修や講座等を実施します。

【図表5-20 親子関係形成支援事業の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量					10
② 提供量					10
差 (②-①)					0

今後の方向性

研修やグループワークを通して、同じ悩みや不安を持つ保護者同士が情報交換できる場を提供し、親子の関係づくりをサポートします。

(16) 産後ケア事業

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業で、出産後の母親の育児不安や負担を軽減するため、助産師が母子の心身のケアや育児サポート支援をします。

本市に住民票がある産後1年未満（宿泊型は、産後4か月未満）の母子を対象に、市が委託している病院で宿泊型、通所型、訪問型のケアを実施しています。

【図表5－21 産後ケア事業の見込み量と提供量】

単位：日

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量	62	86	107	128	145
宿泊型	46	58	66	76	81
通所型	11	21	31	40	50
訪問型	5	7	10	12	14
② 提供量	62	86	107	128	145
宿泊型	46	58	66	76	81
通所型	11	21	31	40	50
訪問型	5	7	10	12	14
差 (②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

利用者のニーズに対応できるよう、今後も委託事業者と連携して提供体制の確保に努めます。

5 子育てのための施設等利用給付について

令和元年の子ども・子育て支援法の改正に伴う、教育・保育の無償化に合わせて「子育てのための施設等利用給付」が新設されています。

「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、認定を受ける必要があり、認定区分ごとの支給要件、支給に係る施設・事業は次のとおりです（図表5－22）。

【図表5－22 施設等利用給付認定】

認定区分	支給要件
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、新2号認定のこども及び新3号認定のこども以外のもの
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前のこどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前のこどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの

認定区分	支給に係る施設・事業
新1号認定	幼稚園（子ども・子育て新制度未移行の園）、特別支援学校等
新2号認定	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、3歳児からは新2号) 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動
新3号認定	支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） (2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

- 子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮します。また、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。
- 預かり保育事業に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図るとともに、過誤請求・支払いの防止を図ります。
- その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討します。
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

6 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない、0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者的心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

こどもを中心に、こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となっています。

本事業は、令和7年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

【図表5－23 乳児等通園支援事業の見込み量と提供量】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 見込み量		186	184	186	184
0歳児		37	37	37	37
1歳児		79	82	81	80
2歳児		70	65	68	67
② 提供量		186	184	186	184
0歳児		37	37	37	37
1歳児		79	82	81	80
2歳児		70	65	68	67
差 (②-①)		0	0	0	0

今後の方向性

多様な保育ニーズに対応するため、今後も各施設と連携して提供体制の確保に努めます。

7 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本市では、市内に幼稚園が3か所、保育所が13か所整備されています。幼稚園では預かり保育を実施しており、保護者の就労形態に関わらず、夕方までこどもを預けることができる体制を構築し、保護者のニーズに応じて教育施設・保育施設が選択できる体制を整備します。

保育現場では、心と身体の発達を促す幼児教育を踏まえた運営を推進しています。

また、幼稚園・保育所職員合同での保育等に関する研修を行い、保育及び幼児教育の資質向上を図ります。

さらに、小学校とも連携して学校見学等の交流を行うことで、幼児教育から学校教育への円滑な移行を図ります。



第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進の体制

本計画の推進にあたっては、子育て家庭や関係機関など広く市民への周知に努めます。

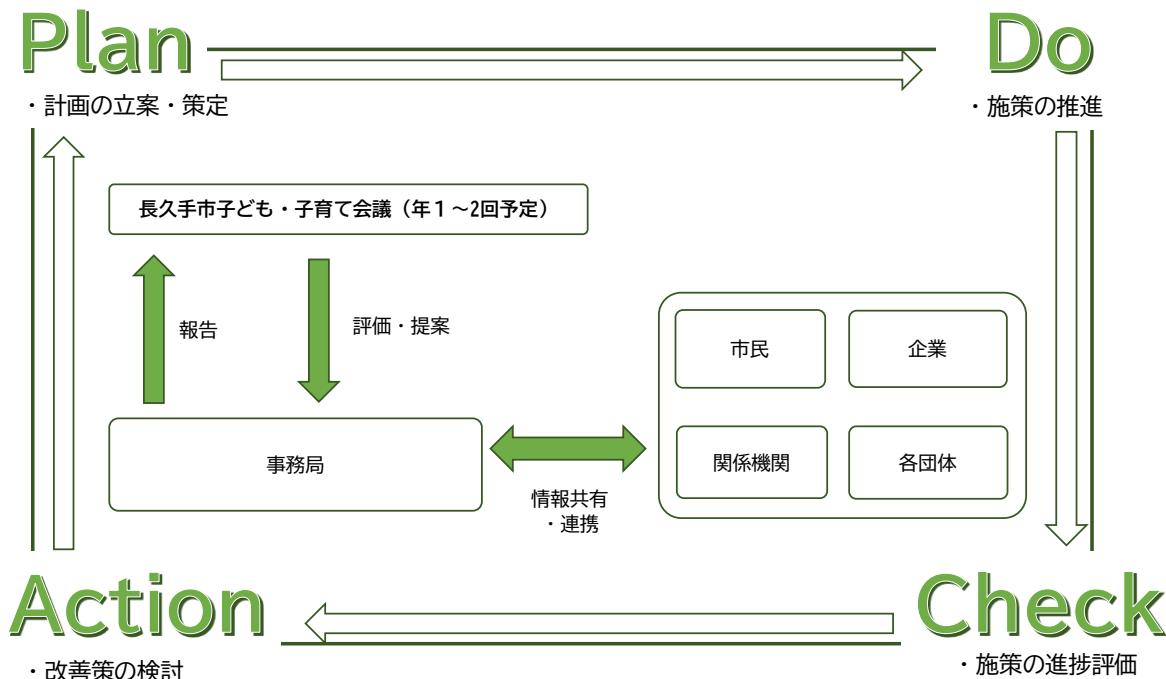
また、各関係部局が連携して横断的に取り組む推進体制を整備するとともに、学識経験者、各関係機関、団体の代表者及び公募の市民等を構成員とした、子ども・子育て支援法第77条に基づく「長久手市子ども・子育て会議」を中心にさまざまな意見を取り入れながら施策の推進を図ります。

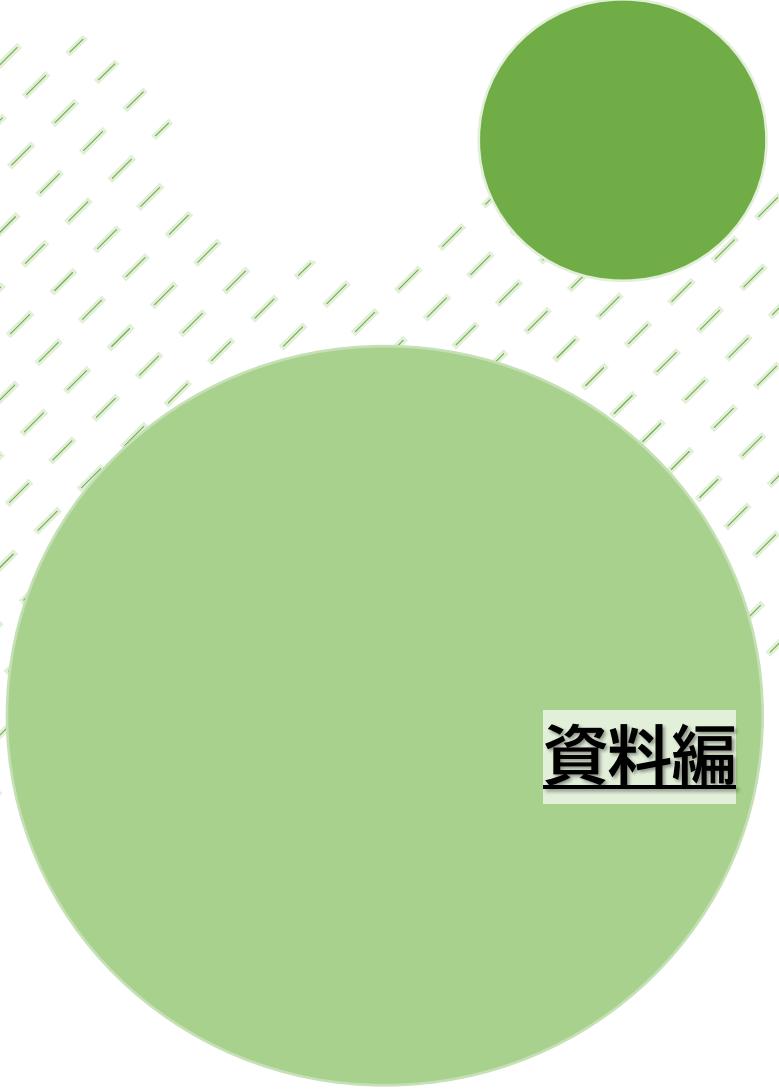
2. 計画の達成状況の点検及び評価

点検・評価については、P D C Aサイクルに基づき、個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）の両面から行います。

なお、本計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離した場合には、必要に応じて見直しを行います。

【図表6－1 計画の推進体制について】





資料編

資料編

1. 策定経過

区分		実施内容
令和5年度	第1回	<p>日時 令和5年6月5日（月曜日）午後3時から午後4時25分まで</p> <p>場所 長久手市役所 保健センター3階 会議室</p> <p>協議事項</p> <p>議題 (1) 令和4年度の実施結果及び令和5年度の実施状況 (2) 令和5年度の実施事業と次期事業計画策定スケジュール (3) 作業部会の進捗状況 その他 コロナ5類移行後の状況と子どもの生活の変化について</p>
		令和5年12月6日～令和5年12月28日 アンケート調査実施
		<p>日時 令和6年3月19日（火曜日）午後1時30分から午後3時まで</p> <p>場所 長久手市役所 会議室棟2階 会議室H</p> <p>協議事項</p> <p>議題 (1) 第2期子ども・子育て支援事業計画 ア 令和5年度の実施状況について イ 作業部会の進捗状況について ウ 第3期子ども・子育て支援事業計画アンケート調査結果について その他 (1) 子ども条例の制定について (2) 令和6年度子ども・子育て会議について (3) 育休退園制度について</p>
	第2回	<p>日時 令和6年6月20日（木曜日）午前10時から正午まで</p> <p>場所 長久手市役所 会議室棟2階 会議室H</p> <p>協議事項</p> <p>議題 (1) (令和5年度実施) 子育てに関するアンケート調査結果について (2) 第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画の成果について ア 子育て施策について イ 量の見込みと確保方策の結果について (3) 令和6年度の事業計画について (4) 国の子ども施策の動向について (5) 第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について (6) 第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて</p>
		<p>日時 令和6年10月4日（金曜日）午後1時から午後2時30分まで</p> <p>場所 長久手市役所 会議室棟2階 会議室H</p> <p>協議事項</p> <p>議題 (1) 第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画の「施策の展開」について (2) 第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画の「量の見込みと提供体制」について その他 (令和5年度実施) 子育てに関するアンケート調査の「自由記入欄」について（報告）</p>

区分		実施内容	
令和 6 年度	第3回	日時	令和 6 年 12 月 12 日（木曜日）午後 3 時から午後 4 時 30 分まで
		場所	長久手市西庁舎 3 階
		協議事項	議題 第 3 期長久手市子ども・子育て支援事業計画の素案について その他 こどもの過ごし方アンケートの調査結果報告
		令和 7 年 1 月 16 日～令和 7 年 2 月 14 日 パブリックコメント実施	
	第4回	日時	
		場所	
		協議事項	

2. 長久手市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日
条例第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）

第 72 条第 3 項の規定に基づき、長久手市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（令 5 条例 20・一部改正）

(設置)

第 2 条 法第 72 条第 1 項に掲げる事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

（令 5 条例 20・一部改正）

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（次項及び第 3 項において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども部子ども政策課において処理する。
(平31条例3・令6条例30一部改王)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年長久手村条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成31年条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

3. 令和6年度 長久手市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区分	所属	氏名
学識を有する者	楣山女学園大学教育学部教授	石橋 尚子
子どもの保護者	東保育園保護者会会长	旭 慎也
子どもの保護者	長久手市立長久手小学校 PTA 会長	原田 晋
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	学校法人愛知医科大学 人事・厚生室 課長	波田 厚志
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	桙ヶ池 KIDS クリニック	片野 直之
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	民生委員・児童委員	川本 さつき
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	愛知県瀬戸保健所 健康支援課長	古橋 完美
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	子育て支援ネットながくて	樋口 ひろみ
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	長久手市立南中学校校長	水野 和幸
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	さつき幼稚園副園長	鍋島 大慶
福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者	長久手市社会福祉協議会 事務局長	見田 喜久夫
公募による市民	-	伊藤 勇気
公募による市民	-	柳野 千鶴
公募による市民	-	駒越 正美

第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7年3月

発 行 愛知県長久手市

編 集 長久手市 子ども部 子ども政策課

〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内60番地1

電 話：0561-63-1111

FAX：0561-63-2100